

昭和四十九年九月二十五日發行

萬葉學會

つ　つ　む……………橋本四郎（一）

丹生の山と大伴池主の公館……………黒川総三（二六）

「大池」の勝間田池説を否定する……………大井重二郎（二六）

「獵路の池」榛原の説……………鳴上善治（三四）

書　　評

渡瀬昌忠著『柿本人麻呂研究歌集篇上』

……………橋本達雄（四二）

彙　報……………（四八）

萬葉

第 八 十 五 號

昭 和 四 十 九 年 九 月

第八十四號目次

『萬葉集』名義の謎……………ハーラ イシュトウヴァン

幼婦と言はくも著く……………橋本達雄

—坂上郎女の怨恨歌考—

黄葉片々

枕詞「釧つく」について……………米田進

書評

井村哲夫著『憶良と虫麻呂』……………坂本信幸

豫告

つ　つ　む

一

(イ) 沖つ島い行き渡りて潜くちふあはび玉もが都々美てやらむ (四一〇三)

(ロ) 玉津島見れども飽かずいかにして褻み持ち行かむ見ぬ人のため (一一二二二)

のように、万葉集には、ツツムという語による限定を加えて思う人に贈物をしたい気持を表明した歌がしばしば目につく。物を贈る際には、その品物を包むのが現在でも普通であるが、同じようにそうするのが通常の慣習であったとすれば、何の不思議もない表現と一往は了解できよう。けれども、それが日常的な慣習である限り、わざわざツツムを顕在させるのは蛇足めいても聞こえる。執拗という感じを抱かせるほどツツムを表に出した例が見られるのは、それな

つ　つ　む

橋　本　四　郎

りの理由を持つのではなからうか。

(イ) のように、包まれる対象が玉や貝である場合は、冗長さに目をつぶればツツムと言っても不自然ではない。

(ハ) 香ぐはしき花橘を玉に貫き贈らむ妹はみつれてもあるか (一九六七)

(ニ) 筑波嶺の裾みの田居に秋田刈る妹がり遣らむ黄葉た折らな (一七五八)

など植物の枝や実であれば、かりにツツムによる限定を与えとしても、なおそれを受容する余地は残されていよう。

(ホ) 伊勢の海の沖つ白浪花にもが褻みて妹が家づとにせむ (二〇六) のように、所詮は包むことのできない「白浪」を「花にもが」と願うのは、何としてでもそれを包みこみたいと思う意欲が働いていたためなのであろう。

一

(ハ)燃ゆる火を取りて褻みて袋には入ると言はずやも：(一六〇)

(ト)梅の花零り覆ふ雪を褻み持ち君に見せむと取れば消につつ(一

八三三)

のように包めるはずのない対象に向かって包むという意図を及ぼしている場合さえ見られる。

(ハ)については、当時あった方術を反映するものかという考え方(万葉考その他)がある。倭建命は東征に当たって先ず伊勢神宮を訪れ、姨、倭姫命から火打袋を授けられて、そのおかげで焼津の原で危い一命を救われた(古事記、中)この説話は、(ハ)の歌と意識下で何らかの連合を保つものかと考えられる。物を焼き尽すただけしい勢力を持つ火ですら、袋に封じこめて制御しようとした当時の知見が、(ハ)のような表現を生み出したものということもできる。

けれども、(ト)の「雪」や前の(ロ)の「玉津島」などが到底包みえないことは、上代人といえども承知の上のことであるに違いない。しかもなおこのような発想がなされる背後には、ツツムという行為に對して上代人の抱いた特有の思考形態がうかがわれるように思われる。

二

倭姫命から倭建命に贈られた袋は、焼死寸前の危機に臨んでその

口を開くことによって、倭建命の一命を救ったばかりかまつろわぬ神を平定するきっかけを提供した。この火打袋には、時が到れば奇蹟を現出する呪的な力が封じこめられていたのである。火を打出す力を内に蓄えた火打石は、袋に込められることによって、ふさわしい場でその能力を最大限に発揮したのである。

奇しき力を蔵しながら、開かれた場におかれたならばその力をほしいままに発散し、やがては費し尽くして自らの存在意義をすらしいかねない物に對して、時到来までその力を十全の質と量のままつなぎ止める役割を果たすのが袋であった。

豊かな能力を内に秘めた、少なくともそれを秘めうる機能を備えた袋を人に贈るのは、その力で相手に幸いをもたらす祝いの意味をこめていたはずである。

生ける世に我は未だ見ず言絶えてかくおもしろく縫へる袋は
(七四六)

は、袋を贈る習慣の形式化した姿を示すものであろうし、大伴池主が大伴家持に贈った戯歌、四一二八―三一の一群やそれに続く二首も、袋を贈ることの意味を踏まえて、当事者どうしなら即座に了解できる默契の支えの下に成立した歌群に違いない。たとえばその中の一首

針袋これは賜ばりぬ摺り袋今は得てしか翁さびせむ(四一三三)

は、「針袋」や「摺り袋」の実態とその機能はなお明らかでないにしても、「翁さび」という状況を現出させうる呪力を封じこめたものと認めることで、正しい理解に一步接近できるものであろう。

呪力をひそめたものに対してその力のいたずらなる発散に抑制を加え、正しい場でそれを発動させるような措置を講じようという発想は、実は古代人の生活を強く方向づけた「ことだま」の観念と酷似している。「ことだま」への信仰は、万葉の世界ではすでに形式化していたとされるが、同様の形式化は否みがたいにせよ、人間の持ち得る能力を超越したある神秘的な力を「袋」のようなものの中に拘束できるという考え方の存在したことの傍証となりうるに違いない。

ある対象の周囲を他のもので隙間なく取り囲み、その対象と外部との直接の接触を遮断するのがツツムという行為である。「袋」に入れることはツツム行為の一つのあり方なのである。このことは、「袋」の持つ意味をツツム行為一般に拡大しうる可能性があることを示唆している。

最初にあげた(ロ)で「見ぬ人のため」に「玉津島」を包みたいと歌い、(ト)では同じ場に居あわせない「君」に見せようために「梅の花零り覆ふ雪」を包もうと歌われた。物こそ異なれ、いずれも生々しい感動を喚び起こした眼前の景物の美しさ、見事さを、思う人にも

つつむ

全く等しい質と量において触れさせ、その感動を共有したいという願望が、ツツム行為によって実現されようという期待がその基盤にある。(ホ)にしても、「白浪」は包むことができないという常識的判断のもとに「花にもが」という願望を介在させたのであって、白浪の寄せるダイナミックな状景から受けた感動を生そのまま妹に伝えたいと願う点には変りがない。

先にあげた(ハ)や

錦綾の中に裹める斎ひ児(一八〇七)

のように、外被の中に封じこめる意に限られて贈呈行為と無関係な場合もある。そして、

石花海と名づけてあるもその山の堤める海ぞ(三一九)

のように、地形に用いて水の流出を遮る意となり、名詞「つつみ」を成立させたりもする。

以上は、若干の意味分化は認められるにしても、すべてツツム行為を能動者の立場から言うものである。立場を転じて封じ込められる対象の側、つまり受動者の立場からすれば、外に向かって発動しようとする意志が、障害を受け、抑えられることになる。

大船を荒海に出だします君都追牟ことなく早帰りませ(三五

八二)

藪波の里に宿借り春雨にこもり都追牟と妹に告げつや(四一三

八)

事し終らば都々麻はず帰り来ませと(四三三二)

などのツツムは妨げられ逼塞する意に解せられる。「雨乍見(五二〇)」と「雨障(五一九)」の対比から明らかのように、この語の名詞形を「障」で表記することがあるが、決して「褻」のツツムと無縁の語ではない。同じことがらを外側から見るか内側から見るとの違いによる意味分化で、もともと同一語であった。

ツツムの表記に現在は「包」が普通であるが、この字は日本書紀・万葉集・現存風土記などに用例なく、わずかに

握_三乾符_二而摠_三六合、得_三天統_二而包_三八荒_一(古事記序文)

に見える程度の、上代には極めて稀な文字である。ツツムの万葉集における常用字は「褻」で、前にあげた湖の堤をなす一例(三二九)に「堤」を用いる他は、表意文字表記はすべてこの字である。他の上代文献にもごく普通の文字で、「褻」とツツムの間かなりの普遍性を持つ連合があったと認められる。

ところが、「褻」はツツムだけに結びつくのではない。すでに掲げた(ホ)の例

伊勢海之 奥津白浪 花爾欲得 褻而妹之 家褻為(三〇六)

には二度用いられている。その前者は、直後の「而」との関係から動詞ツツムを表記することは疑いないが、後者は「家」と相伴って

複合名詞を表記するもので、

伊敝豆刀に貝を拾ふと(三七〇九)

わたつみの手纏きの玉を伊敝都刀に妹にやらむと拾ひ取り(三六二七)

伊弊都刀に貝ぞ拾へる(四四一一)

伊弊頭刀やらむたづき知らずも(四四一〇)

の諸例にある「いへづと」のツトの部分を表記するものと見て誤りない

初花を枝に手折りてをとめらに都刀にもやりみ(四一一一)

宇治川に生ふる菅藻を河早み取らず来にけり褻にせましを(一一三六)

褻もがと乞はば取らせむ貝拾ふ我を濡らすな沖つ白浪(一一九六)

など、ツトは、家に待つ人、今傍に居ない思う人にもたらすみやげの意である。イヘツトはその目標を明確に示す語である。そしてツトの内容は、おおむね旅先での感銘や感慨を呼び起こした品であり、やはりその感動を共にしたい願いをこめて贈られるものであった。

更に注目したいのは

沖行くや赤ら小舟に褻遣らばけだし人見て開き見むかも(三八六八)

に見るように、ツトは目ざす相手の手によって開かれ、その目をじかに射ることで贈り手の意図が充足されるべきものであった。それまでは他人の目に触れてはならない、つまり何かに包まれていなければならなかったことである。

山背国へ班田使として赴いた葛城王は、都の薩妙観命婦らに、「芹子褰」に副えて

あかねさす昼は田賜びてぬばたまの夜の暇に摘める芹これ（四四五五）

の歌を贈った。みずみずしく香高い芹の新鮮さをそのまま伝えようと包んだのが「芹子褰」である。

ツトとはもともと、みやげという目的に基づく名称ではなくて、包まれた形という可視的な形状に基づく名である。その故に「褰」の字で表記しうるのである。ツツミテヤルという表現は、物の形に即して言えばツトとして物を贈る行為をいうのである。

対象の質や量のみだりな発散に制御を加えるという保証がある限り、贈呈に際して必ずしもツツムという形に固執したわけではない。前節にあげた(ハ)の例や

玉に貫き消たず賜らむ秋萩のうれわくらばに置ける白露（一六一八）

のように、緒につなぎとめるという発想も見られる。ただツツムの

場合には、第三者の視線や接触をかたくなに排除し続けることで、凍結の効果が最も確かであると判断されたものであろう。

三

ツツムこととツトとは相互につながりあう意味を持っていた。前者の語幹をその母音の面から眺めるならばu—uという構造を持ち、後者はu—oの構造を持っている。かつて川端善明氏が、意味的な連帯を有する語相互の間に認められる母音の交代について論ぜられたが（「母音の体制的交代」万葉七二号）、その所論に導かれて、右に指摘した構造は、まさに男性構造の内部における母音の交代であると把握することができる。ツツムとツトとは外形の面でも強く関連しあっているのである。

ここで改めて、両語の意味を分析的に把握するならば

(1)対象を、外部との接触を遮断する形で他の物質により完全に覆うこと

(2)対象の質および量が、時間的、空間的な隔たりを越えて、元のまま過不足を生じない形に保たれること

(3)対象を、現地点から離れた地点にある他の個体のもとへ移動させ、その個体の摂取に供する行為と結びつくこと

の三つくらいに纏めうる。通常、ツツムに関しては(1)、ツトに関し

ては(1)(3)の側面を取り出す形で意味把握がなされるが、前節で強調したように(2)の側面が伴われていることを再確認しておきたい。

下二段活用の動詞ツツにもu—uの構造が認められる。

間使も遣るよしもなし思ほしきこと都氏^{ミヤ}やらす(三九六二)

神代より言ひ伝くらく(八九四)

など多いとは言えない用例ではあるが、すべて言語の伝達を表わすのに用いている。複合語に埋め込まれた例もまた、言語と結びつく「つてこと」である。言語を内容としながら(3)を意味の中心とするのがツツであり、やはりツツムやツトとつながる語であった。ツツム行為を支える観念と「ことだま」の観念の類同性を先に指摘しておいたが、語形の側面から再びそれを確かめうるのである。

ツタフがツツからの派生であることはまず疑い得ない。その語幹はu—aという形で、u・oと同じ男性母音aへの交代によって構成されている。意味的にツツム以下と同じグループに属する語と見ることができると。

ツタフには四段と下二段の両活用があるが、前者は

浜つ千鳥浜よは行かず磯豆^{イソマメ}多布(記歌謡・三七)

のように、線条的に延びたものに沿いながらそれを抛り所として物が移動する意を表わすのに用いる。この限りでは、自動詞として(3)の移動の側面を強調した語であるが、抛り所に自らをつなぎとめる

ことで自らを失わぬよう保つ点に目を向けるならば、(2)とのかかわりを否定することができない。

下二段のツタフも、もちろんこの語と無関係ではありえない。とはいえ、両者が完全に自他の対立をなすのではなくて、上代に用例を見ないツタハルと対立している。従って、四段のツタフとの間に若干のずれがあり、(3)の中の、目標点に存する個体の摂取に供する側面がより強調されている。

以上のように考えてくると、ツツシムが同じグループに属することも明らかであろう。自己の内面を軽率に外に現わさぬよう抑える点(1)に通じ、それによって自己を保つ点(2)の側面をうかがうことができる。

同じ男性母音構造a—aの語基を持つ語群、タタム、タタヌ、タタナヅク、タタナハルをここに結びつけることも可能である。他のもので対象を覆い隠すツツムに対して、対象自体の表面積を小さくすることで外部との接触をできるだけ少なくする行為を表わすのがタタムである。(1)の連続において把握しうるものと言えよう。

木綿^{キヌ}裏 一云^{ヒトコト}白月山のさなかづら(三〇七三)

右の本文と一云の関係は、ツツムとタタムの関係を背後において理解すべきものようである。

君が行く道の長手をくり多^タ多^タ禰^ニ焼^{ヤク}き亡^{ナシ}ぼさむ天の火もがも(三

のタタヌは類例を見ない語であるが、時代別国語大辞典(上代篇)に指摘するように、ツカムツカヌと同じ対応関係をタタムとの間に有し、両語の意味的なつながりの濃密さは覆うべくもない。

主として「青垣」にかかる枕詞として用いられるタタナヅク、タナハルは、タタヌからの派生であろうが

大和は国のまほろば多多那豆久青垣山ごもれる大和しうるはし

(記歌謡・三〇)

について言えば、タタナヅク有様を呈する青垣に四周を囲まれ、その中にひそまっているが故に、大和は「まほろば」と讃えうる性格を保ち続けて損なわれることがないのである。主として(1)とのつながりにおいて分化してきたa—aのグループは、ここで(2)のかわりを持つ方向への展開を示している。

玉藻なすか依りかく依り靡かひし妻の命の多田名附柔膚すらを

(一九四)

の例に関しては、従来納得できるような解釈は提出されていない。「青垣」にかかる例の場合には、山々が重なり合って幾重にも取り巻くというような意味を代入して解しうる文脈がある。これをタタナヅクに関する辞書的意味として短絡的に固定させて、「柔膚」にかかる場合にまで及ぼそうとし、そしてつまづいたままに終わって

たのが従来の解なのである。「まほろば」としての大和、玉藻のよきに靡き寝た、何びとにも代えがたい妻の命の、そのぬきんでた価値を、ぴったりと取り巻き覆う形で守っているのが「青垣」であり「柔膚」である。これらを修飾するタタナヅクは凝集し対象に密着したそのあり方を表わすものなのである。結果としてツツムへの内容的な接近が認められよう。タタナヅク以上に用例も少なく不明確なタタナハルも、これを遠く離れる意味を表わすものではあるまい。

以上のほかにみなおこれらに結びつく語があるかもしれない。ツツムを中心に据えて語形的に関連する語を拾い上げてきたが、それらは意味の面でも相互につながり合う語群として捉えることができた。このことは、第二節で考察したツツムおよびツツトの意味を側面から補強するものである。

四

包んで贈る慣習がすでに成立していて、それに特別の意味があったとして、それでは何を包んだのであろうか。もちろん贈られる内容によってさまざまの包装形態があったのであろうが、たま万葉集に見られる旅先からの贈物は、水辺からする場合が多かった。水辺に手近に存在する包装材料として第一に考えつくのは藻である。松茸を羊歯の葉に包み、栗などの山の木の実を檜などの葉

に包む習慣が現在あるように、それが収穫される場所に手近なものを包装材料として選ぶことは自然であり、従ってかなりの普遍性を持っている。その収穫物が生長し、息づいていた同じ場所にあるものでくるむことで、元のままの生命力を保ちうるとする思考があったと考えることも可能であろう。とすれば、水辺での収穫物を包むには、水中に生じ、長くしなやかな藻が最もふさわしい。藻の含む湿りけは、包まれる対象にうるおいを補い、新鮮さを保つのににながしかの実効を現わすに違いない。

水産物を藻にくるんで贈ったことを証する歌が実は一つある。

高安王褻鮒贈_二娘子_一歌一首

沖へ行き辺を行き今や妹がため吾がすなどれる藻臥束鮒（六二

五）

右の「藻臥束鮒」については、「藻の間に潜んでいる小鮒（時代別国語大辞典）」と解するのが平均的な考え方である。『万葉集注釈』では『倭名抄』に見える「鮒伊師布之性状沈在_二石間_一者也」の記事を引用し、鮒も藻に伏し隠れるから「藻臥」と言ったものとし『時代別辞典』でもそれを踏襲しているが、石に伏すいしぶしの習慣、が直ちに鮒が藻に伏す習性を持つことの論拠にならないことは明らかである。藻に産卵する鮒が藻に潜むことは、右のような説明を加えずとも確かであるが、そうした習性を持つことが、「藻臥束鮒」と

いう、万葉でも珍らしい圧縮された表現を生む根拠に果たしてなりうるものであろうか。応神天皇陵が「川内惠賀之裳伏岡（古事記中）」にあるとし、『諸陵寮式』に「惠我藻伏岡陵」とあるのと結びつけて、「藻臥」を地名としそこで釣り上げた鮒とする考え方も、万葉に唯一つの「藻臥」なる語とたまたま一致する地名を短絡的に結びつけたに過ぎず、この表現に潜む意図を明かすには程遠い。

「藻臥束鮒」を逐語的に口訳するならば、藻に臥している束ばかりの鮒ということになろう。「藻」が「臥す」を修飾し、その「藻臥」が「束鮒」を修飾するが、「束鮒」はまた「束」が「鮒」を修飾している。この語を構成している「藻」「臥す」「束」「鮒」の四語はそれぞれに独立した一語として用いられる語である。独立の一語と認めうる四つの語による複雑な修飾関係を凝縮して、全体として一語化しているのが「藻臥束鮒」である。相隣る二つずつの組合せ「藻臥」「臥束」「束鮒」のいずれもが、少なくとも万葉内部で類例を持たないし、万葉外部に広げても、「藻臥」が先にあげた地名と見られる例を持つ以外は、固定的な複合語として認めるべき手がかりを見出しがたい。

接頭語、接尾語の類は省き、上代語の範囲で、独自の意義を担当することができたと考えられる単位を四つ以上重ねた複合名詞を、万葉集の中から拾い出せば、「藻臥束鮒」以外には「しげぢもりみ

ち(三八八一)」「ねじろたかがや(三四九七)」「みやでしりぶり(四一〇八)」「やましたひかげ(四二七八)」「わさだかりがね(一五六六)」くらいである。「しげぢもりみち」は並立関係にある「しげぢ」と「もりみち」の合したもので、複合度は弱い。他の四つに関しても、それぞれを構成する四単位の相隣る二つの組合せを見れば、少なくとも一つ以上は万葉に複合語としての用例を見る。すでに成立している複合関係を土台とした四単位の複合なのである。ばらばらの四単位を組合わせて独創的な複合を作り上げたものとしては、「藻臥束鮒」が唯一の例であると言ってよい。

「藻臥束鮒」を含めた右の六つは、いずれも万葉集でただ一回だけ見られる表現である。三単位の連なったものにまで広げても、なお一回的なものが殆どである。三単位以上の複合は、定型の歌という形式と結びついて複雑な内容を圧縮した詩的創造なのである。それぞれの単位が修飾関係をもって求心的に結合している場合は、複雑な性格を示す外的事象を分ちがたい単一の概念として捉えたものとしなければならない。「藻臥束鮒」はこうした性格を持つ語であり、しかも万葉でその最も特異なものである。

同じ四単位複合の名詞を持つ歌

里人の見る目恥づかし左夫流兒にさどはす君が美夜泥之理夫利

(四一〇八)

つつむ

がそうであるように、六二五も、この語を第五句に据えた喚体の句で構成されている。該当の語に、瞩目した事象に向けての感慨がこめられているのである。とくにこの歌の場合は、逆述語として第一句から第四句に至る部分と末句とが大きく対立する形をとっている。そしてこの歌が贈物としての鮒に添えられたものであるからには、「藻臥束鮒」は相手によっても直ちに作者と同じ感慨を喚起すべき姿を示していなければならない。つまり「藻臥」は「すなどつ」た折のその鮒のひそんでいた姿をいうものでもなければ、ましてや鮒一般の習性をいうものでもありえないのである。

この歌の題詞には「裏鮒」とある。これが歌の「藻臥束鮒」と完全に重なり合う表現であると見ること、右に指摘したような通説の矛盾は回避できよう。釣り上げた鮒を藻の上に横たえ、それにくるんで娘子の許へ届けたものに相違ない。題詞の「裏」の字は、単に修辭的に添えられたものではなかったのである。

藻は万葉集に夥しく取り上げられた素材であるが、接頭語タマを冠した場合が多い。このタマは、通常美称として処理され、それはある意味では正しいが、藻がタマを受け入れるに至ったきっかけとして、あるいは水産物を包むその役割がかかわりを持つのではなからうか。

接頭語タマは植物名に冠することが多い。藻の他に小菅・葛・蘿

・松および「玉梓」「玉ばはき」と計七種が万葉集に見られるが、物としての玉のイメージとは必ず結びつかないものが殆どである。

一方、万葉に最も多い植物名、萩をはじめ、後世に至るまでタマを冠することのないものの方が遙かに多い。単に美称と説明することだけでは、植物名を選んで接するらしいことは理解しがたい。催馬楽「高砂」に見える「玉椿」「玉柳」を始め、中古にまで目を及ぼせば、「玉柏」「玉桂」「玉篠」など若干の例を補うことができる。これらタマを冠する植物に共通する性格が求められないであろうか。

斎串立て神酒据ゑまつる神主部がうずの玉蔭見ればともしも

(三二二九)

神事の折に神官が「うず」として頭髮につける日かげのかずらが「玉蔭」である。もとその植物の生命力にあやかるとの感染呪術に基づく慣習であったと考えられ、「かげ」は霊力の宿る植物であった。

主に枕詞として用いる「玉葛」は

玉葛かけぬ時なく恋ふれども(二九九四)

玉葛かげに見えつつ忘れなく(一四九)

などのかかり方から「玉かげ」に近いものであるとうかがわれるし玉葛実ならぬ樹にはちはやぶる神ぞつくと云ふ成らぬ樹ごとに

(二〇一)

からも神霊の依りつく植物とする考え方を認めることができる。比叡山の西坂本にあったという「成らぬ柿の木」(元亨釈書卷五、皇慶の条・梁塵秘抄四句神歌の霊験所歌など)のように地名化するほど特異な存在であったのは、成らぬ柿につく神霊への恐れゆえであり、実を結ばぬ柿に化生の鶯が依りついた説話(今昔物語卷二〇の三話など)もある。実を結びにくい植物である「玉かづら」はそれだけで霊のよりつくものだったのである。

「玉づさ」が使の枕詞となるのは、神霊を依りつかせる梓の枝をかざして「ことだま」をつなぎとめ、使のしるしとしたことに基づくことは、かつて述べたところである(講座国語史6「古代の言語生活」)。

以上の三種については、タマを外した単独の用例が極めて少ない。これらの植物と人間生活とのかかわりは、それが呪的性格を帯びていることによるもので、タマを冠するのがむしろ常態である理由があったとしてよい。

玉掃刈り来鎌麻呂室の樹と棗がもとかき掃かむため(三八三〇)

は、題の「玉掃」を詠み込んだもので、植物の固有名がタマを伴っていたらしく、植物名として単独のハハキは後世に至るまで見られ

ない。

初春の初子の今日の多麻婆波伎手に取るからにゆらく玉の緒
(四四九三)

では、新年の飾りに用いる呪的意味を持った調度の名である。これが逆に植物名へと流れたものではあるまいか。

「松」は万葉に夥しく現われるが

み吉野の玉松が枝ははしきかも君がみ言を持ちて通はく(一一三)

はこれにタマを冠する唯一例である。前に多少ふれたこともあるが〔古代の言語生活〕、松の枝に消息を結びつけて届けたためにタマが冠されたもので、この松は臨機にタマヅサの役割を果たしたものである。梓ならぬ植物にまでタマヅサの意味を付与することが許されるのみか、それが機智として迎え入れられるほど、「玉梓」を掲げる慣習が形式化していたことがわかる。その一面で、用いられた植物名にタマを冠することを促すほど、ことばの形式面に対する拘束があったとも言えるのである。

「小菅」もタマを冠しないのが普通で、
みなどのや葦が中なる多麻古須気刈り来我が背子床のへだしに
(三四四五)

が唯一の例である。右の歌を新室祝いの儀礼を反映すると考える説

つつむ

があるが(折口信夫「東歌疏」)、顧みられてよい説である。祝いという呪的な場と接頭語タマとの関連を考えることができるからである。

椿が呪木であったことは早く指摘されている(柳田国男「豆の葉と太陽」)。占いや水口祭に柳の枝を地に挿す風習が古いものであることは、

小山田の池の堤にさす楊奈疑成りも成らずも汝と二人はも(三四九三)

安乎楊疑の枝切りおろし齋種蒔きゆゆしき君に恋ひ渡るかも
(三六〇三)

から知られるが、霊性の内在を思わせるほど柳に強い生命力が宿るゆえであろう。

神楽歌の採物の一つに「篠」があるように、篠には神霊を招き依らせる力があつた。祭りの神饌を盛る柏も霊的なものとかかわっているはずである。「玉桂」は月の中の桂をさしている語で、やはり神秘の世界と無縁ではない。後世に至るまで、タマを冠する植物は何らかの形で呪的なもの、神秘的なものとながっているのである。

藻が魚貝を包んでその生命力をつなぎとめる働きを持つとされたらしいことは、梓の枝が「ことだま」の浮游を拘束する働きを果た

したことと類比的である。第二節で述べたツツム行為を支える観念と「ことだま」信仰の類似は、接頭語タマに関して展開させてきた考察の過程からも言えるのである。

タマモがタマを冠する他の植物名と比べものにならないほど多く用いられ、直接には神秘的なものとのつながりをたどりにくい、まさに美称と呼ぶべきものがその大半を占めることなど、さまざまの特徴を示すことに関しては、それなりの理由が考えられるが、ここでは触れない。

五

ツツム行為や、ツツム材料としての藻に関するこのような解釈に立つ時、改めて検討し直すべき歌がいくつかある。

或娘子等贈_ニ褰_ニ乾_ニ鯨_ニ戲_ニ請_ニ通_ニ観_ニ僧_ニ之_ニ咒_ニ願_ニ時_ニ通_ニ観_ニ作_ニ歌_ニ一首

海若の沖に持ち行き放つともうれむぞこれがよみがへりなむ
(三二七)

万葉集卷三の雑歌には、宴席を場として披露された歌が多いが、右の歌もその一つと考えられる。恐らくは遊行女婦と考えられる娘子等と通観を含めたその宴席のすべてのメンバーに通ずる認識と感興に支えられて、歌を介するやりとりが進行して行ったはずである。

歌の中には指示代名詞「これ」が用いられている。この語の指示

対象は、題に示された「褰乾鯨」である。題と切り離して存在しない歌であることを「これ」の一語が明示している。「褰乾鯨」をさし出してする娘子等の挑みと通観の歌とは、互いに対立し支え合う一組として享受の対象とされたのである。

この娘子等の行為に諷刺を見、これを受けた通観の当惑を歌から読み取ろうとする考え方もあるが(万葉集私注)、宴席でのからかいは、それを戯れとして相手が正確に受け止めてくれるという認識に立ってなされるのであり、そこで相手の切り返し方が楽しまれていたのである。相手の生真面目さを逆撫するような残忍さは、万葉人の宴席とは無縁である。

海の生物に君臨してその生殺与奪の権を掌握する海神「わたつみ」の膝元で放生しても乾鯨はよもやよみがえるまいと通観が大真面目な顔で答えたのも、娘子等の意図を十分に汲み取った上のことである。大真面目さの裏で、そんな簡単な道理も知らぬげに乾鯨の放生を依頼する娘子等の愚劣さを嗤いながら切り返しているのである。

生真面目の背後に潜むおかしさは、歌だけによって生み出されているのではない。娘子等の働きかけに趣向が凝らされて居れば居るほど、両々相まって戯笑性の効果が高められるのである。

太宰府へ御取鯨四百五十九斤五裏、短鯨五百十八斤十二裏、薄鯨八百五十五斤十

五裏、陰鯨八十六斤三裏、羽割鯨卅九斤一裏、火焼鯨三百卅五斤四裏：V(内膳

司式)

右の記事から、あわびを束ね包んで運んだことがうかがわれるが、三二七の題でことさらに「裹」字を用いたことは、逆にありきたりの包み方でないことを強調するためではなからうか。乾燥したあわびには凡そ不向きなはずの、みずみずしい藻にくるんで差し出したものと見たいのである。放生に耐える生きた魚貝に対してこそ、その生命力を保つために藻に包む意味があったはずである。乾しあわびにその形を適用したのは、娘子等がなぞかけ的に働きかけたのであり、まさにその点にある愚劣さを捉えて鮮やかに切り返した通観のセンスは雑歌に録しとどめるにふさわしい価値を持っていたのである。

潮干なば玉藻刈り蔵め家の妹が浜褌乞はば何を示さむ(三六〇)

この歌も必ずしも正しくは解釈されてこなかったようである。大方の傾向としては、「玉藻以外に何もないではないか」の余意を認めたと解し方である。この解による限り、目を楽しませるものとしてない、荒漠と殺風景な海岸を歌った、わびしくも捨鉢な歌となる。

「家の妹」への「浜褌」を歌いこむこの歌は、明らかに旅の歌である。この歌を含む六首は、山部赤人が旅中の宴席で披露した一連の歌と考えられる。旅の歌には、望郷の念を歌うか旅先の地の風物

を讃めるのが常道であった。旅先の地の殺風景さを嘆く歌とすればすこぶる型破りの歌ということになる。赤人の旅の歌の中には、もちろんこの種のものも見出しがたい。

ツトの意味を探り、タマモを追究してきた目で眺めれば、全く正反對の解釈が生まれってくる。刈り取るように命ぜられている「玉藻」は、みやげの内容ではなく、みやげの品を包んでツトの形に仕立てるための材料だったのである。「刈り蔵め」の「つむ」は、刈り取る量の多さを期待する表現である。作者は包装材料としての玉藻の需要の大きさを予測しているのである。それは包まれる品の多様さを示すものに他ならない。末句の「何を示さむ」は反語とすべきではない。次々と目を奪う珍しい風物の、どれをみやげに選ぶべきか判断しにくいとまどいを表わす、単純な疑問なのである。この歌は、殺風景を嘆くどころか、目新しさに満ち満ちた風景に感嘆する土地ほめの歌だったのである。

紀女郎褌物贈友歌一首

風高く辺には吹けども妹がため袖さへ濡れて刈れる玉藻ぞ(七八二)

この歌の題にも「褌物」がある。これに該当する歌の中の語は「玉藻」以外にない。玉藻をみやげとして贈ったものという解釈が

行なわれてきたのも当然である。「裹物」の二字は、ツトと訓んでみやげの意に解すべきなのであろうか。

すでに述べてきたように、贈物は包むことに意味があり、ツトもまた包まれた形を持つものであった。一方タマモは水辺の収穫物を贈る時に包装材料として用いられた。一一三六のように藻自体が贈物の内容であったとすれば、他のものに藻をくるんだものと解せざるをえないことになる。今までの考察に基づけばこれは不自然であるし、水辺からの贈物は魚貝や石などが普通で、夥しく現われる藻が贈られた一一三六などは、その特殊性ゆえに面白さをもつものとして迎えられたものと考えられる。

「裹乾鰯」や「裹鮒」に見るように、題詞において名詞の前に置かれた「裹」は動詞の表記とすべきものようであり、「裹物」はツツメルモノもしくはモノヲツツミテと訓むべきものであろう。

右の観点に立ってこの歌を解釈しようとするれば、玉藻は贈物の外装であり、相手の目に最初に触れる部分である。藻に包むことで内容が新鮮な魚貝であることをにおわせながら、わざと中味を伏せたのがこの歌であるということになる。

玉藻を刈るのは海人の仕事であった。中でも海人処女の玉藻を刈る姿態は、しばしば歌の題材となっている。右の歌に「袖さへ濡れて刈れる玉藻ぞ」とあるのは、紀女郎が自らを海人処女に擬してい

るのである。贈物の内容を伏せたことと相まって、紀女郎の歌を通じて見られる巧みな機智がこの歌にも横溢していると言えよう。

結

動詞ツツムは上代から現代に至るまで生き続けてきた語の一つである。宮島達夫氏の「古典対照語い表」には十四種の作品が扱われているが、これに手元に索引のある、大和物語から奥の細道に至る二十七種の作品を加えて検索した結果では、この語を用いていない作品はわずか七種である。その内訳は、土左日記、更級日記、方丈記、多武峯少将物語、漢書列伝竺桃抄、コリヤード懺悔録、天草本金句集で、比較的短篇で語彙の乏しいものばかりである。

「古典対照語い表」では徒然草も用例0となっている。

露霜にしほたれて、所さだめずまどひありき、親のいさめ、世の誇りをつ、むに心のいとまなく、あふさきるさに思ひみだれ
：（第三段）

の一例を、時枝誠記氏編の索引で「慎」の意とされたため、万葉に見える「障」の意のツツムなどと一括して別語と扱われたためである。既述のように、「障」のツツムももと同一語と考えるべきであるが、徒然草の例は、やや長く引用したところから明らかかなように、叱責や誹謗から身をかわすべく腐心する文脈に用いられ、具体

的には自己の恋のふるまいを親や世人の目に触れないように覆い隠すことである。「障」よりはいつそう「包」に近く、別語と扱う要はない。

右の徒然草のような用い方は、平安朝から見えるが、これらを含めて、各時代のさまざまな作品を通じてほぼ満遍なく用いられる語と見てよい。ある語を基本語彙に含まれると認めるに当たっては、以上のようなその語の分布だけでは根拠として必ずしも十分でないが、ツツムをこれに含めることは、見通しとしては大きな誤りがあるまい。

意味の面からツツムを眺めるならば、現代については、第三節に述べた(1)、すなわち「対象を、外部との接触を遮断する形で、他の物質により完全に覆うこと」を中心に置けば変化がない。一方(3)は、ことからの側では習慣として存続し、ことばの面でも、たとえば「お礼を包む」というふうな表現にはあるが、その背後を支えた観念は消滅したと見てよい。それに関連して、(2)に関する意識も稀薄化した。意味の面で縮小の方向をたどったとすることができ。徒然草の例に見るような用い方も、(1)が特定の事態と結びつく時に成立したもので、(1)が濃化してツツム全体を覆うことと相関的である。意味縮小の方向とは矛盾しないのである。

このように、ごくありきたりの、基本的な語とわれわれの考える

語が上代に見える時、われわれ自身の感覚をそのままそれに代入して処理しがちである。そのような語でも、案外上代人特有の観念に支えられていることがあるということを、ツツムを通じて指摘してみたのである。

本稿の第三節に関しては、川端善明氏との雑談の際にうかがった御意見から多大の恩恵を蒙った。記して謝意を表したい。

丹生の山と大伴池主の公館

黒川 総 三

はしがき

本稿は昭和四十七年十月九日天理綜合市民会館で行なわれた第二十五回万葉学会において富山県立氷見高校教諭武部弥十武氏から紹介していただいた「ほととぎすと垣内」について、敷衍・詳論したものであります。

一

二十二日贈判官久米朝臣広繩霍公鳥怨恨歌一首并短歌

此間にして 背向に見ゆる わが夫子が 垣都能谿爾 明けさ
れば 榛のさ枝に 夕されば 藤の繁みに はろばろに 鳴く
霍公鳥 わが屋戸の 殖木橋 花に散る 時をまだしみ 来鳴
かなく そこは 怨みず 然れども 谷可多頭伎氏 家居せる

君が聞きつつ 告げなくも憂し (卷十九・四二〇七)

反歌一首

わがここだ待てど来鳴かぬ霍公鳥独聞きつつ告げぬ君かも

(四二〇八)

詠霍公鳥歌一首并短歌

多爾知可久 家は居れども 許太加久氏 里はあれども 霍公
鳥 いまだ来鳴かず 鳴く声を 聞かまく欲りと 朝には 門
にいで立ち 夕には 多爾乎美和多之 恋ふれども 一声だに
も いまだ聞えず (四二〇九)

藤浪の繁りは過ぎぬあしひきの山霍公鳥などか来鳴かぬ

(四二一〇)

右二十三日椽久米朝臣広繩和

天平勝宝二年四月二十二日(陽曆換算六月四日)と二十三日、越

中国守大伴家持と判官久米広繩は右の贈答歌を残している。

越中万葉においては、谷は通例「多爾」であるが家持は四二〇七で「谿」「谷」と分けて用いている。また四一五九の題詞では

過波溪。埼見巖上樹歌一首樹名都万麻

四一九二にも

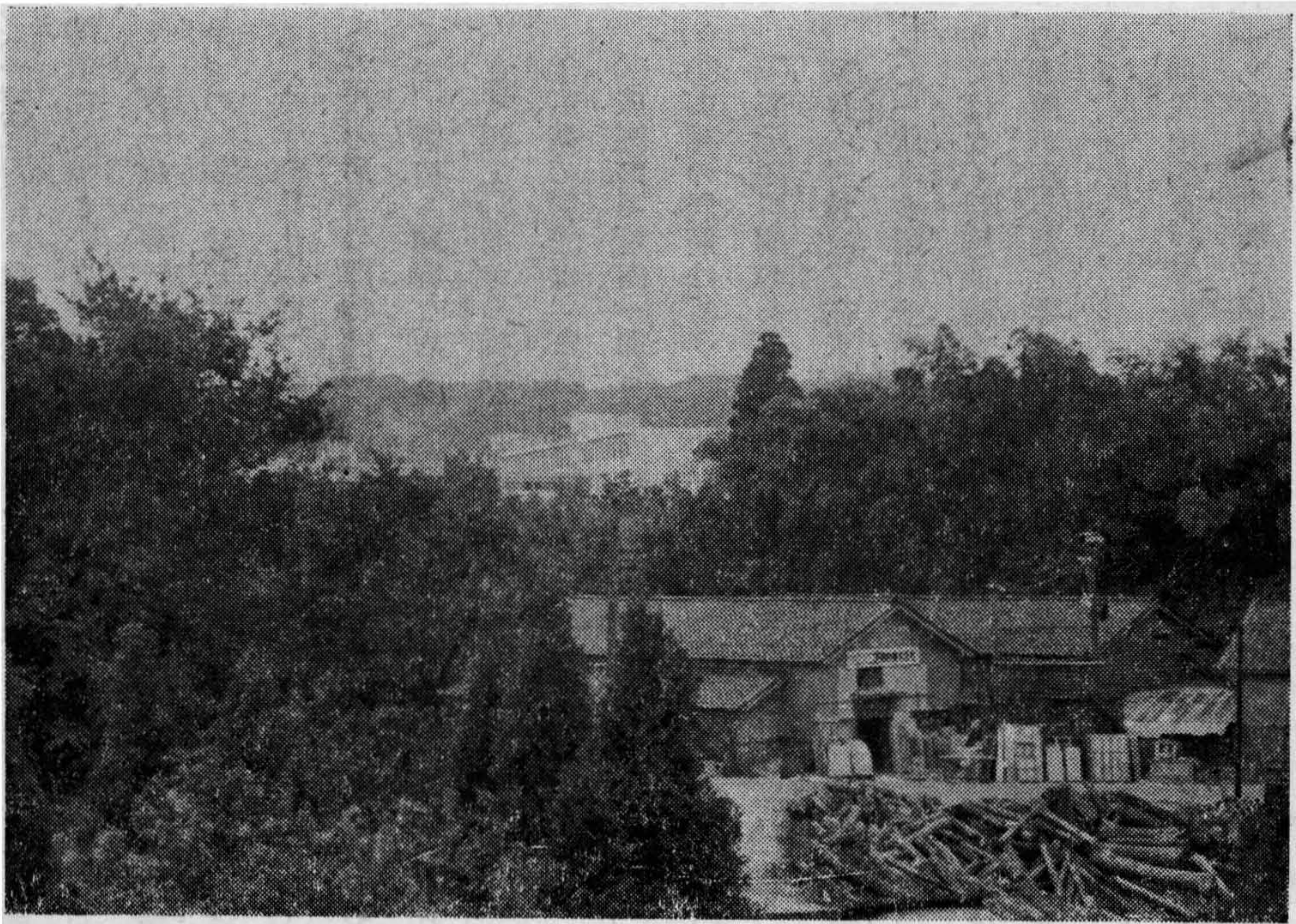
……二上山に 木のくれの 繁溪辺乎 呼び響め……

と「溪」である。

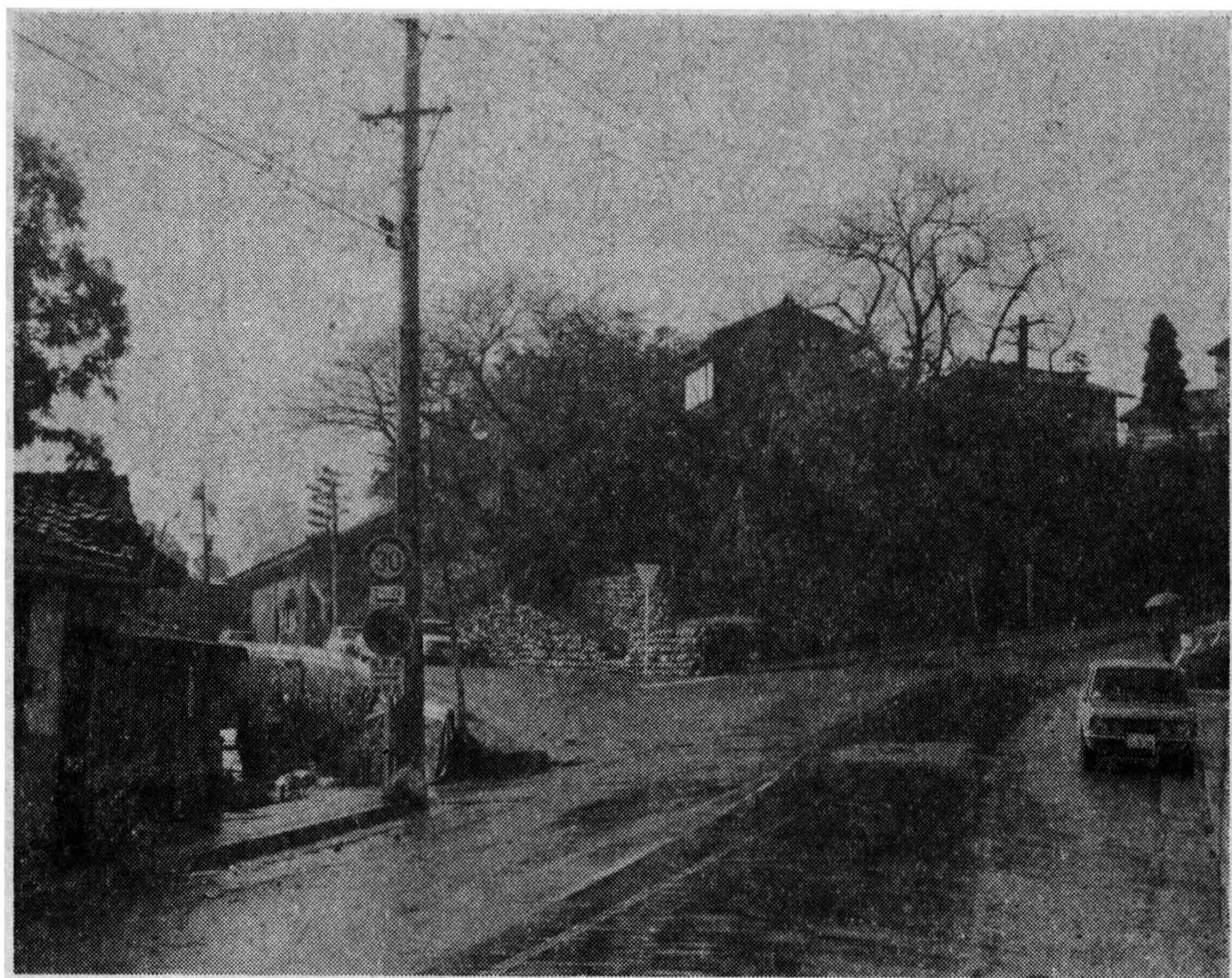
昭和四十年七月、伏木読書会の求めに応じ、越中万葉の一首一首について、私は検討を加えていったのであるが、結果は事実に応じて歌った作品には、曖昧な表現が一首もなく、とくに家持の作品は、用字法などからきびしい姿勢さえ感得せられたのであった。四二〇七の「谿」「谷」の使い分けも、これは或は久米広繩の居館の特徴を歌っているのではないかと気づき、数年は類似の地勢をつねに念頭においてきたのである。

許氏説文によれば「谿、山瀆无所通者」「谷、泉出通川為谷」とあり、「瀆、溝也、一曰邑中溝」である。爾雅などでは「谷、水注谿曰谷」とあって、だいたい谷より谿の方が大きいとされているようであるが、家持は説文に従ったか、「谿」に小さなイメージを持たせている（後述四一七七参照）。当地の姓氏には「谷氏」と「小谷氏」があり、「大谷氏」は皆無で、とくに小谷氏は正中二年

丹生の山と大伴池主の公館



写真(1) 大友(勝興寺域)西北端(地図④地点)より、大塚の台地と谿を望む。
白亜の建物は伏木中学校、その後方の丘陵が赤坂山の一部。



写真(2) 谷田(地図㊸地点)より大塚東端を望む。

(一三二四年)の文書を遺している。民俗としても家持と同様な解釈に立つというべきであろう。

「溪」は「谿」と同意であるが、同じ齊韻(今日の上平声・八齊)の「蹊」は、孟子に「山径之蹊間」ともあり、中国では今日も(文字簡体化以前)「山間の小みち」^①に使用している。

上代の用字の即物性については井手至教授もご指摘^②しておられるが、家持も同様な観念で「谿」「谷」「溪」を使用したと思われる。

さて四二〇七から推理すると

① 広繩の居館は、家持の居館からは「背向に見える」

② 広繩の「垣内」即ち邸内には「谿」があり、

③ 広繩の居館はもう一つの「谷」に「片づいて」建っている。

④ 広繩の居館のある里は「こ高い」所にある。^③

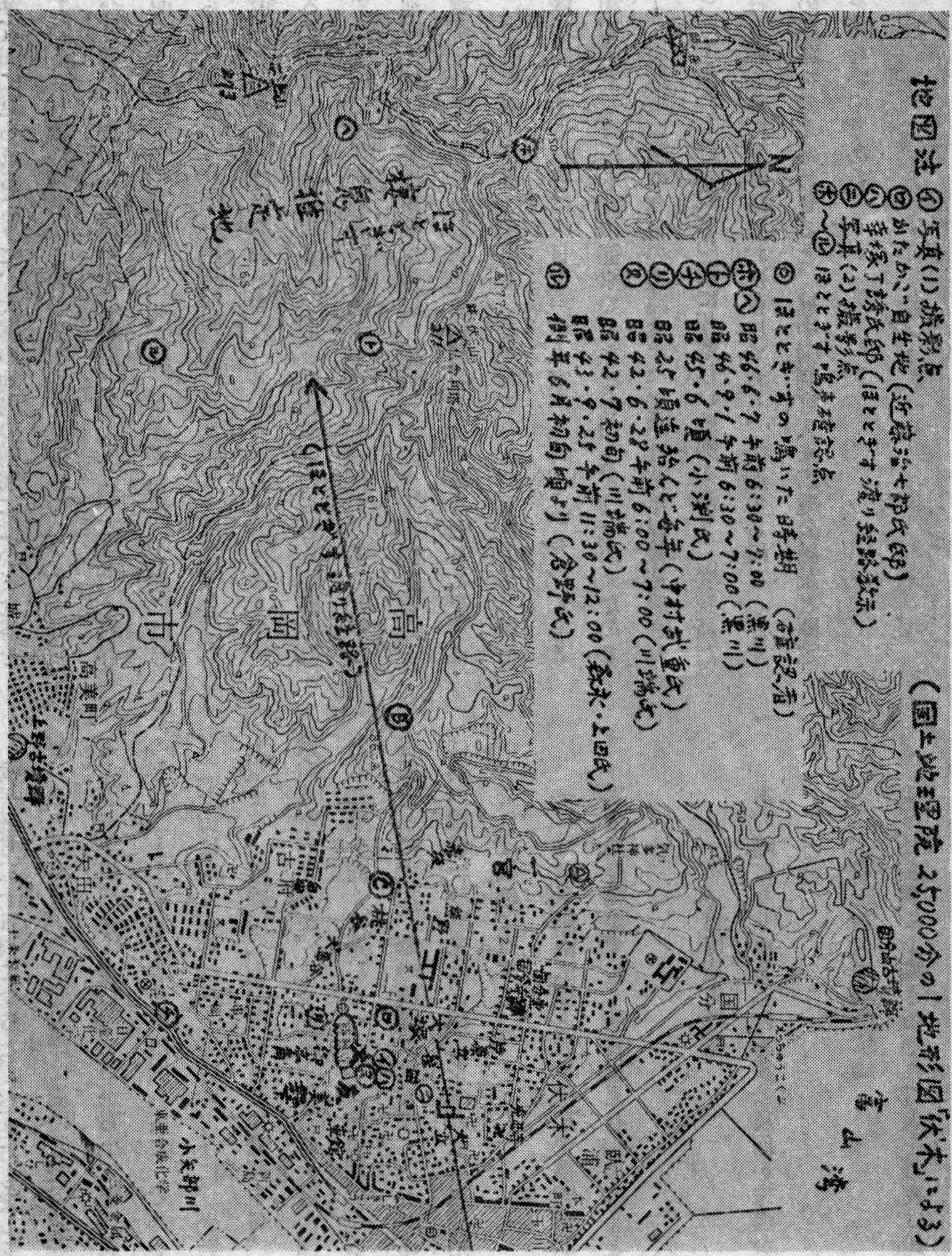
家持の居館は、従来多くは、伏木測候所附近、即ち射水河に面した「伏木古国府字東館」にあったと考えられてきているが、そうではなく現勝興寺本堂附近「古国府字大友」^④で、東館には国守の客館が在ったと考えられる(このことについては別に詳論したい)。

挿入地図及び写真(1)(2)に見られる通り「伏木一ノ宮字大塚」(旧一ノ宮村字大塚)はこの条件をみたし「字谷田」(昭和初年までは水田)は大塚の北方より東方に大きく展開する。

地図注 ①写真(1)撮影点 (近藤治七郎氏録) (国土地理院 25,000分の1地形図「伏木」1:53)

- ②出たかゝ自生地 (近藤治七郎氏録)
- ③牟根丁誘致館 (ほとせすた遊り経路表示)
- ④牟根(2)撮影点
- ⑤ほとせすた遊り経路表示

- ⑥ほとせすたの鳴いた時期 (権認者)
- ⑦昭46.6.7午前6:30~7:00 (黒川)
- ⑧昭46.9.1午前6:30~7:00 (黒川)
- ⑨昭45.6.6噴(小淵氏)
- ⑩昭25頃連続人と毎年(中村武重氏)
- ⑪昭42.6.28午前6:00~7:00 (川端氏)
- ⑫昭42.7.7初旬(川端氏)
- ⑬昭43.9.25午前11:30~12:00 (森永・上田氏)
- ⑭例年6月初旬頃より(倉野氏)



一方写真(1)に見られるように、大塚の地内の南部には小さな谷を形成している。大塚の南界はこの小さな谷を抱擁しつつ、大養孝教授の紹介された、かたかご自生地近藤治七郎氏邸^⑤(字大塚^⑥)の界域を、西方「字熊野」「字桃谷」「字赤坂」(赤坂丘陵)方向にはしりながら「伏木古府字窪」(旧古府村字窪)と接しているのである。村領の境界というものは周知のとおり、多少の出入といえども争いが生ずることは古来その例は多い。ことに当該地のごとく国府中心地に属する土地では、所有者の断絶は一寸考えられず、また近年の耕地整理や土地区画整理事業以外に、境界線が大きく移動することもまず考えられない。しかも同地は私有の山地^⑦であったことを考えると、この境界線の歴史は相当古くまで遡ることができよう。またこの大塚地内の小さな谷は今日数戸の人家が建っているのであるが、昭和初年までは杉木立の笹原で大きな谷川などはなかったのである。(この地域以西の今日の道路はすべて昭和三年以後造成されたもの)、すなわち許氏説文の谿に相應しい地勢であり、変貌甚だしい今日と雖もその面影はなお残存しており、後述するほととぎすの渡りの経路を考えあわせると、越中国判官久米広繩公館趾と断定せざるを得ないのである。

例年五月二十日頃になると、当地にもほととぎすが渡ってくるが、その経路は、日本海沿岸に沿い北上、能登半島汀線上を迂回し^⑧て、小矢部川河口に達し、ここから小矢部川或は庄川上流に向うものと、二上山に向うものとに別れるようである。

二上山に向うものは挿入地図のように、小矢部川河口寄りの海岸上空より一直線に二上山頂を目指し飛翔する。したがって当地では風向も左右するが、まず同線下にある大塚が国司公館の中ではもつとも初鳴を聞くに適している。(繁殖期になると勝興寺域の北端、谷田寄りの大木、樺の樹頭に来て鳴くことがある。^⑨また四一七六では右の線の一三〇米ほど南方寄りの家持居館附近上空を渡っているが、これは異例に属する。)

椽久米朝臣広繩之館饗田辺史福磨宴歌四首

霍公鳥今鳴かずして明日越えむ山に鳴くとも験あらめやも

(卷十八・四〇五二)

右一首田辺史福磨

木の暗になりぬるものを霍公鳥何か来鳴かぬ君に逢へる時

(四〇五三)

右一首久米朝臣広繩

ほととぎすこよ鳴きわたれ灯火を月夜に比^{ほそ}へその影も見む

(四〇五四)

かへるみの道ゆかむ日は五幡いつぱたの坂に袖振れ吾をし念はば

(四〇五五)

右二首大伴宿禰家持

前件歌者二十六日作之

天平二十年三月二十六日(七四八年五月二日)田辺福麿を送別する宴での歌であるが、四首中三首まで霍公鳥を詠んでいるのも、広繩の居館の地理的特徴が話題になったことが容易に推察でき、ことに家持は四〇五四であきらかに渡りの初鳴を想って歌っている。この宴は、立夏にはまだ五日早いけれども、やはり珍客に初鳴を期待しての宴席の選定であったかも知れない。

また

四月一日椽久米朝臣広繩之館宴歌四首

卯の花の咲く月立ちぬ霍公鳥来鳴きとよ響めよ含ふみたりとも

(四〇六六)

右一首守大伴宿禰家持作之

二上の山にこもれる霍公鳥今も鳴かぬか君に聞かせむ

(四〇六七)

右一首遊行女婦土師作之

居り明しも今宵は飲まむ霍公鳥明けむあしたは鳴き渡らむぞ

二日立立夏節故
謂之明且將喧也

丹生の山と大伴池主の公館

右一首守大伴宿禰家持作之

明日よりは継ぎて聞えむ霍公鳥一夜のからに恋ひ渡るかも

(四〇六九)

右一首羽咋郡擬主帳能登臣乙美作

この四首(中二首はあきらかに渡りを歌っている)及び冒頭に掲出の四二〇七以下四首すべて広繩の居館と霍公鳥に関連している。因みに越中万葉における霍公鳥の初鳴は

天平十九年||四月十六日(六月二日)

(卷十七・三九八八)

天平二十年||四月一日(五月六日)未聞

(卷十八・四〇六六)

天平二十一年||五月四日(五月廿八日)

(四〇八四)

天平勝宝二年||三月廿八日—四月二日の間(五月十五日頃)

(卷十九・四一七五、四一七六)

天平勝宝三年||四月十六日(五月十九日)、(鳴かず)

(四二三九)

四〇八四はただ四日とあり、かりに天平二十一年(正しくは天平勝宝元年)五月四日としたのであるが、二十年五月四日ならば陽暦六月八日となり「いやめづらしく」とは思えないし、四月四日とす

れば兩年とも早きに失し誤りである。

ほととぎすの渡りの時期は、燕と違いその年により変動が多く、インドシナ半島アンナン山脈の西側—ラオス、カンボジア、南ベトナム南部—以西の雨期と関連があるようである。同地方に雨期の到来が早ければ、日本への渡りも早くなる。同地の雨量は年間二千耗（この殆んどは五月—九月の間）に達するという。（当地は冬期の降雪を含めて年間二二〇〇耗^⑩）。万葉の時代も今日もその時期は大差がないようで、気温でいえば一日の最低が十二・五度を超える時点となる。

三

家持着任の天平十八年

八月七日夜集于守大伴宿禰家持館宴歌

の中

霍公鳥鳴きて過ぎにし岡傍から秋風吹きぬよしもあらなくに

（卷十七・三九四六）

大伴池主

天平勝宝二年（七五〇年五月十六日）家持の

四月三日贈越前判官大伴宿禰池主霍公鳥歌不勝感旧之意述

懐一首并短歌

わが夫子と 手携りて、 曉け来れば いで立ち向ひ 暮されば
ふり放け見つつ 念ひ暢べ 見和ぎし山に、 八峯には 霞た
なびき 谿。敞爾波 椿花咲き うらがなし 春し過ぐれば 霍
公鳥いやしき喧きぬ 独のみ 聞けばさぶしも 君と吾 隔て
て恋ふる 礪波山 飛び越え行きて 明け立たば 松のさ枝に
暮さらば 月に向ひて 菖蒲 玉貫くまでに 鳴き響め 安
寐宿しめず 君を悩ませ

（卷十九・四一七七）

吾のみ聞けばさぶしも霍公鳥丹生の山辺に伊去鳴爾毛

（四一七八）

霍公鳥夜喧をしつつわが夫子を安宿な寐しめゆめ情あれ

（四一七九）

前稿^⑪にふれたとおり池主の歌う「岡傍」と家持の「見和ぎし山」は、「旧一ノ宮村字赤坂」である。

この赤坂は地図の三角形A・B・C内の相当広い地域であり、全山赤土から成っている。奈良時代など古代の祭祀や、一般の生活にこの赤土が重要な役目を果してきたことは周知のとおりであり、^⑫府所在地、古代集落、大寺院、社祠の近辺には、丹生（仁宇など）・赤坂・赤崎・赤江・赤岡など全国にその例がおびただしい。

松田寿男教授『丹生の研究^⑬』にしたがえば、当地の赤坂もまた丹

生とまったく同質の地名と考えられ、家持在府当時は丹生と呼ばれていたとする可能性が非常に強い。以下同書より一例を抄出させていただく。

富岡市（旧上野国甘楽郡丹生村）の

~~~~下丹生の丹生神社前を過ぎた道は、上丹生へ入って左の斜面に金乗寺を望見しつつ、千足部落の手前で丹生川を渡り、妙義山への道となる。この渡河点から左折して丹生川をどこまでも溯る形で大桁山塊のふところにはいりこむ道が分岐している。私たちはこの道について山中へ進んだのであるが、いくらかも進まないうちに路傍の断崖に水銀の鋳染を認めた。この地点はそれに因んで赤坂と呼ばれ、それと同系統の紅色の土壌は鳴沢まで続いていた。この土壌は微量分析の結果、水銀〇・〇〇五六%を含むことが判明した。この事実、地下に水銀鋳床が存在し、かつ古代に朱砂が表土に露頭していたことを裏付けるのに充分であろう。それならば、この土地が往古に丹生と呼ばれ、現在もその名が保持されているのは、古代での朱砂の産地に由来するにちがいない。~~~~

また、附近の茶臼山古墳、不動塚古墳、大山古墳、また福島町小川字二日市所在の石棺などを例示して、上野における朱の盛んな使用を説き、古墳朱への注目の先鞭をつけた本多龜三氏（『群馬県甘

丹生の山と大伴池主の公館

楽郡史』九七頁）を紹介し、

古の上野すなわち群馬県における朱の使用例は、その後続々と報告されているが、これらは、丹生の現実と相俟って、古代人が使った朱が現地自給の品であったとする考えを、ますます裏付けていくであろう<sup>⑬</sup>

（傍点筆者）

とされている。右の赤坂の例はたんにその一つを抄出させていたに過ぎない。他にも多くの赤坂地名と丹生の関連（朱の産出との関連）を実地に踏査していられる。所説はさらに古墳時代の出土土器「<sup>はそう</sup>罌」におよび古来使途不明の同器は水銀蒸溜の用に供されたのではあるまいかと詳論していられる。<sup>⑭⑮⑯</sup>

当地もまた県下有数の古墳群が存在し、多量の遺物が出土している。

桜谷古墳群（高岡市太田字桜谷、挿入図ではカットされているが国分山古墳群の西北一籽。）

前方後円墳二基、円墳九基以上。

国分山古墳群（高岡市伏木国分字岩崎―万葉集波瀲の崎の山頂部）

円墳八基以上。

上野古墳群（伏木矢田字上野）

円墳十数基。

外大塚古墳、矢田窪古墳、千人塚古墳、首塚などがある。

桜谷古墳群中の一石槨<sup>⑮</sup>（封土の面影もない、一見台地の平面とおもわれる墳―古墳時代後期）からは礫二個が出土しており、もう一つ注目すべきは、国分山古墳群の既発掘のA号古墳には、縦一・八米・横〇・九米・厚五・〇耗にわたって朱を敷いた所が二ヶ所、墳頂の一二米下から発見され、その各々下より神獸鏡・鉄鏃・円座鈕内行花文鏡・勾玉・直刀など副葬品が出土しているのである。なおこの朱に一部木片（長九糎・巾三糎）の附着していたことは、朱塗木棺の名残りでもあろうかと調査員らは推測されている。<sup>⑯</sup> 礫は右の外、出土地不明の流水紋のあるものが一個民家に保管されている。<sup>⑰</sup>

また『富山県史・考古編』専門委員古岡英明氏（古墳時代担当）によると、二上山南麓の須田遺跡（高岡市守山）からは朱塗長頸壺が出土しているほか、朱塗の土器片は当地内は勿論、全県的に見受けられ、矢田上野古墳群からは礫床全面で朱が検出されているようである。

以上に見られるごとく、富山県古墳数四一二<sup>⑱</sup>の中一八九基（四五・九%）をもつ、二上山・氷見ブロックの、しかも族長級と目される高塚古墳の多い当地は、六世期中葉以前からすでに、畿内文化の地方拠点であったことが考えられ、またその故にこそ越中国府が配置されたものと見られることを考えあわせれば、当時の日常生活や祭祀に朱が盛んに使用された可能性は否定することはできず、した

がって朱の産地の存在もまた疑う余地はない。  
なお松田教授の御説の中には多少の疑義もないではないがここではふれない。

## 四

さて家持が四一七七で「わが夫子と 手携りて 暁け来れば いで立ち向ひ 暮されば ふり放け見つつ 念ひ暢べ 見和ぎし山に 八峯には……」と歌っているが、このように歌える場所は、当時の国府高級官人の生活と霍公鳥の習性を考えると、この大塚の地のほかに該当地はない。その「わが夫子」と歌われている大伴池主は、此所に朝夕起居していたからこそ、三九四六に「霍公鳥鳴きて過ぎにし……」と初夏の情景を追想しつつ、「秋風吹きぬ……」と赤坂山の方「岡傍」より吹く西風（たわかつ）<sup>⑲</sup>を対比させて一首をなすことができたのであり、都に残してきた妻子や家族に

秋の夜は暁寒<sup>あかとき</sup>し白妙の妹が衣袖着むよしもがも

（卷十七・三九四五）

と遠く想いをはせながら、三九四六に深い哀愁を託しているのである。

統紀天平十五年五月の条に

「丙寅<sup>廿八</sup>、禁断諸国司等不住旧館更作新舎、又到任一度須給鋪設、

而雖経年序、更亦給之、各置養郡、勿令煩資養。」

とあるから、久米広繩は池主の旧館を使用、居住したと考えられ、すくなくとも場所に大きな変更がなかったことは確実である。

また家持は四一七七でも「谿」を使用しているが、これによって小さな谿の起伏している赤坂山の特徴、すなわち岡ともいい得る和やかな山相を伝え得ているといえよう。

こうした地理的事情が判然してくるにつれて、四一七七に始まる一連は、家持が椽の公館の近くに立って詠んだ作品と断定され、丹生の山辺も今日のこの赤坂の山地を指しているものと解せざるを得ないのである。

『略解』は四一七八を「伊去鳴南毛<sup>\*</sup>」として長歌の後段の意をとった反歌としているが、後段の反歌はあきらかに四一七九で、同一の素材を同様の構想で連作するが如き凡手は歌作に關係のない人でも常識の埒外であろう。

四一七八は前段をうけて、かつて大伴池主と「……手携りてふり放け見つつ」お互に念いを暢べた「見和ぎし山」、赤坂山に飛翔しつつ鳴いてゆく霍公鳥を、いまは独りで聞く感慨を直載に歌ったものというべく、諧謔味に富む後段の反歌四一七九に対し、これはイ列音を主体的構成音韻として成立させその真情を吐露した一首であって、その声調は、よく吟誦する人の心に、寂寥感を余す所なく

伝えている。「伊去鳴南毛<sup>\*</sup>」外、誤写説は右地理的事情が不明であった時代、解釈にくるしみ、窮余の結果生じたものであろう。

現地に立って、この歌を鑑賞するとき、従来言われるがごとき拙作では決してなく、それは

うらうらに照れる春日に雲雀あがり情悲しも独し念へば

(卷二十・四二九二)

にも劣らぬ、家持の代表的作品の一つとして位置づけ得るものと言っても過言ではないと思うのである。

なお卷十八には特殊仮名遣の異例や文字、歌の脱漏、其他多くの混乱が見られるのであるが、この卷十九にはそれがなく、僅かに四一八二「細」(網)、四一五六の「并」(開・耳)二例ぐらいで、四一七八の「爾」を「南・夜」などの誤りとはとても考えることはできない。

終わりに、前稿につづいて一連の拙い研究に寄せられた、前大阪外国語大学教授長谷川信好先生の御指導、御教示、伏木図書館及び県立図書館、高岡市役所、伏木測候所、伏木勝興寺の職員の方の多大の御好意、ならびにほととぎす渡りの経路を教えていただいた伏木古国府、故幸塚了誘師、長柄他喜男氏ほか多くの方々に深甚の謝意を表します。(四九・三・一七)

註① 井上翠氏『井上中国語辞典』

② 井手至教授「上代の文字」『万葉』第八十一号。

③ 「許太加久」は普通、木高いの意に解されているが、この場合、里（居邑Ⅱ邑は区域）とあるから、結果論になるが、小高いの意に解すべきか。但しこの儘だと仮名違いになる。

④ 明治八年古国府村地引絵図（伏木古府、小谷甚造氏蔵）

「大伴」と記す絵図もあり。

⑤ 犬養孝教授『万葉の旅』下二六四頁。

⑥ 明治八年一宮村地引絵図（伏木一宮、奥村政治氏蔵）

⑦ 旧一宮村宅地図（高岡市役所伏木支所蔵）明治年代作図なるも年未詳。

⑧ 長柄他喜男氏来信（石川県河北郡高松町）昭和四五年五月二四日付。

ほととぎすの初鳴、例年五月二〇日前後、夜間或は昼間

（正午時のことあり）。

（本年の初鳴、五月一五日（昼間）。

渡りの経路、当地では南より北へ。

繁殖の例は殆んどなし。

吟声聞做し。「ホッテ ニテ クワッショ」(掘って煮て

食わしよ)。

⑨ 挿入地図の㊦地点。

なお挿入地図のほととぎすの鳴声確認場所は、筆者の取材範囲内の分のみを記録したもので、協力者が多ければ、もつと時間的、地理的に広範囲にわたると思われる。

⑩ 伏木測候所調。一八八六一一九五〇年平均。この中、五月—九月迄の降雨量は七九一耗。

⑪ 松田寿男教授『丹生の研究』—歴史地理学から見た日本の水銀—（昭和四五年一月早稲田大学出版部刊）。

⑫ 同書二二五頁。

⑬ // 二二七頁。

⑭ // 五四頁。

⑮ 大村正之氏「桜谷古墳群」『富山県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第七号（大正一五年六月—一〇頁）、『太田』—歴史と風土—（太田郷土誌発行委員会刊・昭和四八年九月）なお古岡英明氏は、この墳を三号墳と呼び、築造年代は

一・二号墳—五世紀初頭を下らず。

九号墳—五世紀後半。

七号墳—五〜六世紀。

三号墳—五世紀中葉。

八号墳—六世紀後半。

とされている。

⑯ 田口俵太郎・古岡英明・小池允臣各氏『国分山古墳群第一回報告書』昭和三十一年二月刊『伏木の文化』（高岡市立伏木小学校）集録より抄出。

⑰ 『伏木の文化』（同右）其後筆者の調査によればこの隙は大塚地内西南隅出土。

⑱ 拙稿「あゆのかぜ私見」『万葉』第八二号三七頁

⑲ 矢嶋澄策博士「日本水銀鋳業発達史」一五頁―『丹生の研究』注より引用。

⑳ 宗田一氏「日本製薬前史抄」（薬事日報二七七二号、昭和三五年四月）―同右―

㉑ 折口信夫博士も

「……赤土を呪術に用いる……」としておられる。『折口信夫全集』第一六卷三六八頁ほか。

㉒ 古岡英明氏『富山県史・考古編』「古墳時代」八三頁。

㉓ 当地の古墳の発掘は、専門家がタッチできたのは僅か二・三に過ぎず、多くは土地人の手にかかったため、出土品のみ残留し、朱の検出も記録も、逸したものであろう。

丹生の山と大伴池主の公館

上田万年 校訂 佐佐木信綱 解説

大阪市立大学 教授 小島憲之 再刊解説並索引

# 類聚古集

■限定二〇〇部

■A5判／総クロース製函入

■本文四冊（歌番号記入）二、五六〇頁

索引一冊 新組約九五頁

■定価 五五、〇〇〇円（〒実費）

■発行

臨川書店出版部

〒606 京都市左京区今出川通り川端東入  
（電話〇七五 七八―六一六六）

## 「大池」の勝間田池説を否定する

大井重二郎

勝間田の池は我知る蓮なし然か言ふ君が鬢なきごとし（卷一六  
・三八三五）

右の一首は「献<sub>ニ</sub>新田部親王<sub>ニ</sub>歌」と題詞にあり、左註に歌の由来を記して「右或有<sub>レ</sub>人、聞之曰、新田部親王出<sub>ニ</sub>遊干堵裏<sub>ニ</sub>御<sub>ニ</sub>見勝間田之池<sub>ニ</sub>感<sub>ニ</sub>緒御心之中<sub>ニ</sub>還<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>彼池<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>忍<sub>ニ</sub>怜愛<sub>ニ</sub>於時語<sub>ニ</sub>婦人<sub>一</sub>曰、今日遊行見<sub>ニ</sub>勝間田池<sub>ニ</sub>水影濤々蓮花灼々、何<sub>レ</sub>怜断腸、不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>得言<sub>一</sub>爾乃婦人作<sub>ニ</sub>此戯歌<sub>ニ</sub>専輒吟詠也」と見え、新田部親王の鬢の多いのを逆説的に戯れたのであるが、これを勝間田池の蓮花の美に絡ませている。池の所在について、新田部親王邸の「堵裏」とあり、のちに施入された同邸、即ち唐招提寺域と推定されるのであるが、近来右京七条の「大池」を以て勝間田池とする万葉関係の著書や写真が多く出るようになり、中には「大池」の写真を巻頭に掲出するものさえ見られる。本稿の目的は結果的には勝間田池の所在に関しては

推考するに止まるが、反面大池所在地は平城京の当時宅地乃至は田畠であったことを立証する古文書を提示し、そこが人家聚集の地であったことを証明し、大池説が根拠なきことを述べるにある。すでに拙著万葉集大和歌枕考（昭和八年）に於いて勝間田池の埋没を記した文献を引用してこれを否定し、のち万葉大和（昭和十七年）に於いても同様の記述をした。奥野氏の大和志考（昭和九年）にもすでに筆者と同意見で埋没の記事を載せ、その後に出た坂口氏の大和万葉地理辞典は拙著に引用した後拾遺集や千載集の歌を実景と考えるのは誤りとし、これを単なる題詠と見做したが、その後沢瀉氏の注釈には広範囲に亙って資料を引用した上で、最終的には拙著を引いて大池説否定の断定資料としている。然し上代より中世にわたる田券類は未だ世に紹介されていないので、本稿ではこれを大池説否定の資料として概観するとともに、勝間田池の所在についても再び

考察して見たい。

枕冊子に「池はかつまだの池」と記され、爾來歌枕として屢々詠歌の対象となった。恐らく清少の当時には周知されていた歌枕であり、従って「池は」の条に記述したと推察されるが、その後の歌集では「勝間田の池にはいひの跡だにもなし」（後拾遺集）「池も古り堤くづれて水もなし」（千載集）など詠まれたことはすでに拙著にも指摘したが、良玉集にも道済の「朽たてるいひ」のみが残ったとされている。ところが小侍従集の雑部に「かつまたの池にぞたえしみづからをよそなる物と何思ひけむ」「かつまだのいけらむ限り忘れめやまた鳥のゐる世にかへるもと」の贈答歌があり、久しく音信の絶えたことの比喻として用い、また同集に「かつまたの池の水かみ絶えしよりあるにもあらぬわが心かな」ともあって、もとより実見の歌ではないが、この頃すでに勝間田池は埋没したと信じられていた。然るに一方曾禰好忠集に「かつまたの池の浦浪打ちはえて立ちてもゐても物をこそ思へ」の歌が見えるにより事情は錯雑して行く。ただし好忠集の歌は同集に「かつまたの池の水のとけしよりやすの浦とぞにほ鳥もなく」ともあって東国又は美作の歌枕と考へて題詠したかも知れない。和歌初学抄には美作、八雲御抄には下総とした他備中説もあるのでこれらの歌を大和の勝間田池として詠んだと断定することはできない。ただ前述した道済の歌では題詞に「初

「大池」の勝間田池説を否定する

瀬へまいりける、勝間田池を見て」とあって埋没状況を歌っているので信憑性が濃い。良玉集に頭仲が題詠に「勝間田の池もみどりに見ゆるかな」云々と詠んだのに対し「かの池に水なき故時人わらひて勝間田の兵衛佐と異名にいひけりとかや。今案にむかしは水ありけるにや」とあるによって大概は察しられよう。この他雑然と引用すれば袖中抄は美作下総説などを否定し、薬師寺跡とするのに対しては「尤不審也」と述べ、近来では古典大系本の註に直木孝次郎氏説を引いて、あやめ池の南の蛙股池とする説を紹介し、古田券では万葉集注釈に文永の東大寺文書中の「かつま田」を引いているが、これは同書も指摘したごとく地理的にも符合せず、資料としては採用し難い。

それでは現在の七条の大池が勝間田池に擬定されたのはいつの時代か、或は右京七条三坊に於いて計六坪（町）の広袤を有する大池が掘鑿されたのは何時頃かを追究しなければならないが、端的に言うならば不明と言う他はないのである。奈良国立文化財研究所を煩わして調査を依頼したが結局不明であった。文献上では享保十九年（一七三四）の大和志に「在三六条村一広一千余畝」と見え、北浦定政の嘉永五年（一八五二）の平城宮大内裏跡坪割之図にもこれを図劃し、西六条大路の説明には「七条村の大池の北堤」とある。然しこれよりさらに遡る時代にすであつたことは大和志料に載せる薬

師寺記録の中下臈檢断之引付に、勝馬田池御池分水口破損につき修繕の記事中に、五条六条七条九条観音寺五カ村の用水としたことが見え、かかる広域に灌漑し得る広大な池は大池しかなく、同時に大池を勝馬田池と呼称したらしいことが判る。そしてこれを薬師寺領としていたのである。右の記事中、九条や観音寺、特に秋篠川の東側地域に及ぼしているのは解し難いのである。坂口氏の大和地理辞典に「大池を管理してきた薬師寺が之を以て勝間田池として伝えてきたことは事実で（中略）大池を薬師寺で勝間田池と呼んでゐたこととの証拠で、殊に此記録は文学とは縁のないものだけに寧之を信ずべきだ」としているのは以上のような経緯から推定したらしく、後述する諸考証にもこの類の注釈書があつて、これから後世に混乱を招いたものと思われる。上限は知るを得ないが薬師寺記録から一六〇〇年のはじめにはすでに大池は築造されている。

以上で大池の築造が江戸時代まで遡り得ることを述べたが、つぎに平城京当時存在しなかつたことを証明するため、以下管見に入つた古文書類を資料として提示したい。現在の大池は平城旧京の右京七条三坊の西北、七・八・九・十・十五・十六坪の六町に互る大池である。ここに宅地のあつた例としては正倉院文書写書所解（大日本古文書三）に

写書所解 申願出家人事

合廿七人（中略）

次田連麻佐比年廿五  
右京七条三坊戸主正八位上次田連東方呂戸口

とある。天平二十年四月二十五日の文書で、同古文書十にも「解案」を載せている。さらに唐招提寺文書（古文書六）家屋資財請返解案に「解 申依父母家并資財奪取請□（返カ）事」があり、全文判読は難しいが、文中に

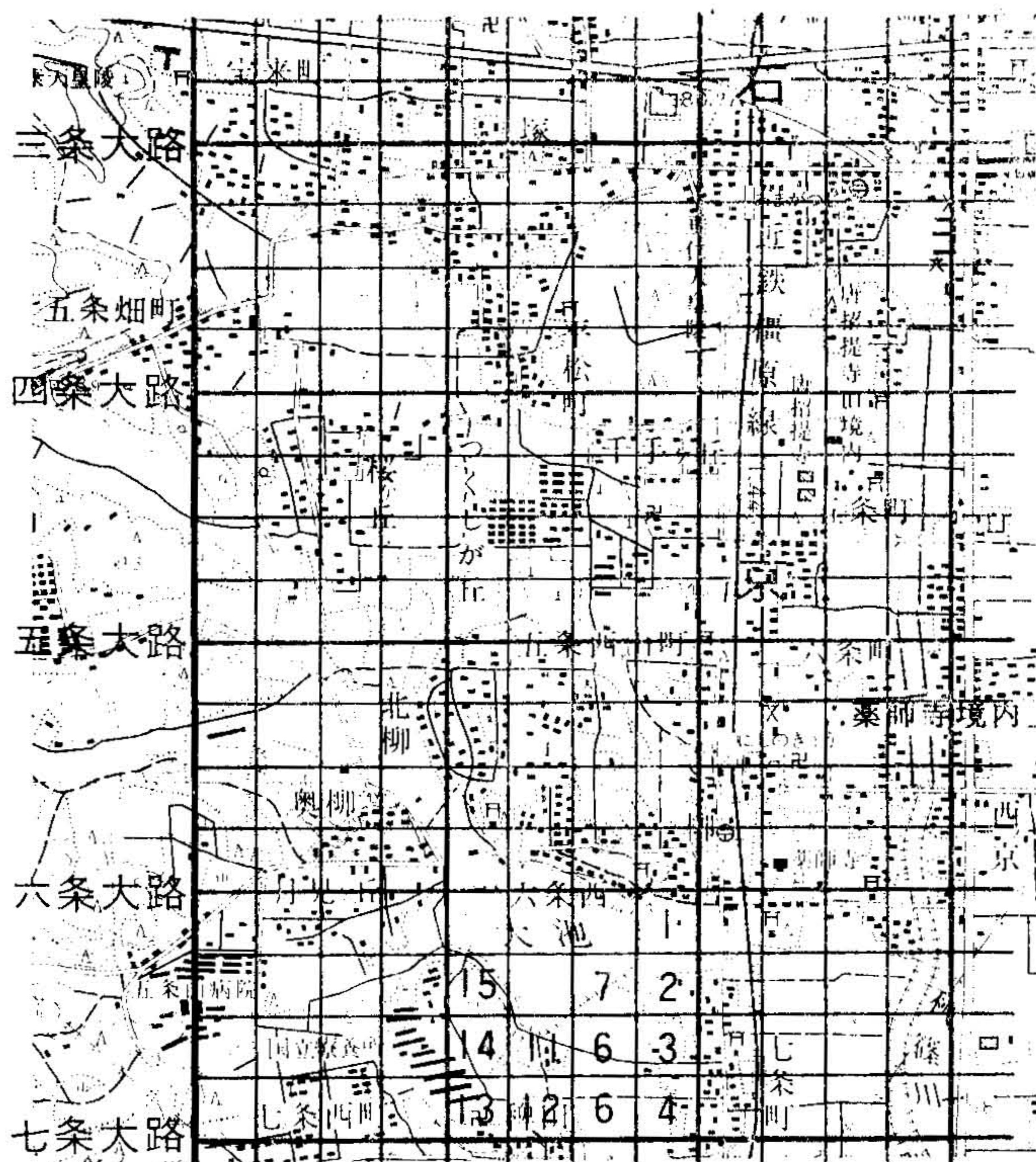
在右京七条三坊 巷区板  
板屋二字草葺板敷東屋一字

在右京七条三坊 巷区草葺板倉  
板屋二字

と読み得て、奈良朝末期の宝龜二年二月二十二日に類収している。

この二家は他にも「草葺屋一字板屋三字（並空）」を所有していたことになつている。以上はいずれも坪の記入がないが、すでに拙著平城京と条坊制度の研究にも例示したごとく、この地域は一般市民の住宅が聚合し、七条大路の南には右京唯一の市場たる西市が設置されて、市民の交易の中心として殷盛した地である。その上、一般住宅は二坊大路に面する一―四坪には恐らく所在しなかつたであろうから、残る十二町に密集することになる。然かも「大池」説ではこの大半の部分が勝間田池であつたと言ふのは到底理解し得ない。この周辺を調査すると、西南角領解（古文書四）の画師等歴名中に、右京六条三坊、八条四坊、前記写書所解に六条三坊、さらに天平十





「大池」の勝間田池説を否定する

四年十二月九日の優婆塞貢進解（古文書八）に右京八条四坊、西南角領解（古文書十三）に七条二坊に笠新羅木臣が見え、（勝宝九歳頃と思われる）経師貢進解（古文書二十二）の八条二坊居住の田上史島成のは宝龜四年頃であり、丹裏文書（古文書二十五）の勝宝五年六月十五日に、尾張倉人古弟麻呂は七条四坊戸主高麗人祁宇利黒麻呂の戸口であり、幡文広隅は八条三坊戸主幡文広足の戸口であった。

平城京内の住民の宅地の分布や戸制については再説しないが、薬師寺の広い寺域には一戸も管見に入らず、唐招提寺建立後の宝字五年の記録では寺域に近く市民の宅地が存在した例がある。これが廃都後にどう変遷したかを調査すると、春日神社文書十六（京大蔵影写本）に

沽却 私領水田作主職事

合老段者（細註略）

在大和国添下郡右京六条四坊四坪之内

四至 限東他領 限南他領 限西他領 限北他領（下略）

とあるのは康正二年（一四五六）十一月二十二日の文書で、十五世紀にはすでに田畠と化して、薬師寺長王院祐実の重代相伝の地であったのを売却している。この地は現大池の西北端に当る地であること「四坪」の記載よりして明らかであり、又西大寺三宝料田園目録

中にも「右京八条三坊八坪内一段」「右京八条四坊六坪内一段」など、この周辺部は田畠化している。黒田昇義氏の大和西京大工橋氏（大和志十一ノ二）によれば、鎌倉時代から近世に至る造瓦界の一勢力橋氏は唐招提寺金堂法隆寺五重塔の瓦を造ったが、代々西京に住んで、慶長に至り「西京七条ふぢはらのあそん□□」と名乗ってはじめて「七条」と見え、七条の西、三、四坊に互って家居した。「互って」と言うのは作業所たる造瓦所を有したのであろうから広汎な地域を占有する必要があるからであり、今日の七条三坊は橋氏の作業地でもあった。

以上によって、奈良朝以降の古文書に見えるごとく、現在大池と称する池は当時存在しなかったことを立証し得たかと思う。さすれば勝間田池の所在は何処に求めるべきかの課題が残されたわけであるが、万葉集の題詞によれば、「堵裏」に出遊したとある。即ち新田部親王の邸宅内の堵裏である。新田部親王は右京五条二坊に邸宅を有したのであるが、続日本紀宝字七年五月の鑑真和尚遷化の条に施<sub>ニ</sub>新田部親王之旧宅<sub>一</sub>以為<sub>ニ</sub>戒院<sub>一</sub>今招提寺是也。

とあって、宝字三年八月、二十四人の弟子を率いて唐招提寺を建立すると伝える。東征伝にも「時<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>勅旨<sub>一</sub>施<sub>ニ</sub>大和上園地<sub>一</sub>一区<sub>ニ</sub>是故<sub>一</sub>品新田部親王之旧宅」と見える。大悲菩薩覺盛抄本（承和二年「八

三五」六月十一日）招提寺流記に拠れば、

寺家一院 地肆町（墨抹）  
在右京五条二坊十六町也

東限塔 南限巷（墨抹）  
五条大道門寺北門也

西限路南北小路也北限路四條大道也

とあり、三寶院本招提寺縁起（建永二年「一二〇七」七月十日写本）にも同記事を載せる。由来薬師寺の古記については種々論議されてきており、また論議すべき疑点もあったが、唐招提寺地については、関野貞氏の平城京及大内裏考に、「東塔」を「東路」の誤りとし、これを一坊大路と見、「南巷」を五条大路北一町の小路として、東西四町南北三町と考定している。問題は流記や縁起の「地肆町」であるが、「唯寺域の前面の長さを指せる者なり」と考えている。確かに本寺の伽藍は四町内に収まっているが、それは伽藍所在地のみで、寺域としては四町内に入るべくもなく、南に一町通りを隔てた薬師寺が東西三町南北四町の十二町を占地とするのに比して、唐招提寺十二町の計算は寺院占地としては常識的であろう。関野説は概ね承認され、ただ東限に関しては若干の疑義もあるが茲には省略する。残る疑問は流記の「十六町」を墨抹した個所であるが、或は「地肆町」を四町四方即ち十六町と計算したためでもあろうか、詳しくは考え得ない。さすれば一町四十丈、東西百六十丈に小路三を含めた長さで、南北は百二十丈に小路を含めたものとなる。新田部

親王邸宅当時にこの広域を占めたのではなく、寺院に施入後寺域を拡張整理したことは明白であるが、然し邸宅の「堵裏」とも言うべき地に勝間田池が存在したことは事実である。従って「堵裏」の解積であるが、堵は垣の広さを言い、ここでは邸宅の周辺、外垣のうちを指すと考える。万葉集注釈は「高市古人感傷近江旧堵作歌」を以て「集中では都に通用してゐる」とあるが、近江宮の都城制については確証がなく、大内裏域を以て「旧堵」と考えたことは必ずしも妥当でないとは言えない。万葉集大和地誌は「于」を「より」の義に解して親王の邸宅より四条乃至五条の台地まで出向いたとした

五条二坊に於いては寺内を流過するのである。低湿地と言うほどのことはないが、或は秋篠川に沿うた西岸に勝間田池は所在したのではなからうか。これであれば万葉の左註も自然に解釈される。もとより飽くまで推定の域を出ないのであるが、それが当時の姿に近かったのではないかと推量する。

が特に根拠あるものでもない。恐らくこれは三才図会にも「在薬師寺之辺」又帝王系図に「白鳳九年十一月依<sub>二</sub>皇后病<sub>一</sub>造<sub>二</sub>薬師寺<sub>一</sub>是則彼池跡也」あるいは代匠記や勝地吐懐篇には薬師寺を勝間田池の跡とし、殊に後者には薬師寺辺の「田の中より勝間田池の断碑」を掘出したなどあり、詞林采葉集も殆ど同様の記事を載せているより、勝間田池と薬師寺との絡みができて益々考証に混乱を生ずることになった。筆者は叙上の根拠なき臆説を排して率直に万葉集の左註をそのままに信じて、親王の堵裏、唐招提寺域に勝間田池を擬定したのである。唐招提寺の西域、のちの二坊大路以西は台地状をなしている。他方東域は一坊大路西一町を秋篠川が南北に流下している。この川は佐保川とは異り、殆ど流路の変遷は認められない。然かも

# 「狛路の池」榛原の説

鳴上善治

長皇子、狛路の池に遊びましし時に、柿本朝臣人麻呂の作る

歌一首、并せて短歌

やすみしし 吾が大君 高照らす 吾が日の皇子の 馬並めて  
み符立たせる 若薦を 狛路の小野に 猪鹿こそは い這ひ拝  
め 鶉こそ い這ひもとほれ 猪鹿じもの い這ひ拝み 鶉な  
す い這ひもとほり かしこみと 仕へ奉りて ひさかたの  
天見る如く 真十鏡 仰ぎて見れど 春草の いやめづらしき  
吾が大君かも (卷三、二三九)

反歌一首

ひさかたの 天行く月を 網にさし わが大君は 蓋にせり  
(卷三、二四〇)

或本の反歌一首

大君は 神にしませば 真木の立つ 荒山中に 海をなすかも

(卷三、二四一)

狛路の池の位置については、石見としたり(八雲) 加賀としたりする(藻塩草) 諸説もあったが、『代匠記』が「長皇子の御獵に出給ふ所なれば、此時の都藤原より近き程の大和の国の内なるべし」と述べてより大和説は動かし難いものになった。

『大和志』が「十市郡狛路小野、鹿路村旧属高市郡」と記し、踏襲するものも多いが、『大和志考』や『私注』などが疑っているように、臨地の実状からみて、峠路の狭隘なこの地に狛路の池があるって、馬を並べて獵をした小野であるとは見ることが出来ず、鹿路は『奈良文化論叢』に説いているように鼓筒の轆轤製作から出た木地屋地名<sup>①</sup>であろう。

一説に軽路説(童蒙抄)もあるが、その地は藤原京に近く到底荒

山中の觀を呈していないこと明白である。私は先に歴史的風土的背景から論究を進め「獵路の歌と風土」<sup>②</sup>なる論文を記し、下萩原から五大字付近を想定したことがあった。が、獵路の池・榛原説には先人の諸説もあり、これを学界に宣揚し再検討したいと思う。

一

(1)西川玉壺「鳥見靈時の古跡に登拝す」(『国学院雜誌』)

第二十四卷、第七号所収  
大正、七、七、十五

「獵路の池と云へるは……下萩原一帯の地が、古へ宇陀川の滙地たりし時代に於ける一名称たるべく、獵路の小野は即ち此池沼を目標として、それより以北の高原地方(即ち上萩原。小鹿野。玉立の諸村)を指称せる一称呼たるべく、即ち此の一大水沢地を以て南面宇陀の大野(又は安騎の大野)と隔絶したれば、如何にも小野ヲヌと言ふべき姿にして……)

(2)齋藤茂吉『柿本人麿』(岩波書店刊、昭和九、十一、十)

「獵路池、大和国磯城郡の鹿路村(現在多武峯村鹿路)の地であろうか(古義、地理考)。現在の榛原町説(山田、辻村)<sup>③</sup>」

(3)神阪道彦『宇陀郡邑名起原考』(昭和、十二、八、二十五)(榛原町史所引)

萩原、井足、足立、池上、篠楽、雨師、五津、平尾等は沼沢地

「獵路」の池榛原の説

で獵路の池といい足立は浅い所であった。

(4)勝井 純『神武天皇御東遷聖蹟考』(東京、文雅堂、昭和十二、十二、五)

「……五津と篠楽、それからその西の安田の地勢を觀ても、上古此辺は宇陀川の水が西へ灣入して入江となっていたことが解ります。右の沼沢は、万葉の所謂獵路の池、兔田野の獵場に通う路のあるところでありますから、其の辺一帯を獵路の小野と云ひ、其処にある池を獵路の池と云ったので……」

(1)については卓見であるが、下萩原一帯が古の宇陀川の滙地たりし時代の名称とか、一大水沢地というようになお漠然として、理由の明確さを欠くうらみなしとしない。(2)は『大和志』の鹿路説の踏襲で、現在の榛原説は一応は科学的、合理的に処理なされているものの今一步伝承的なものから脱け出していないように思われる。(3)は伝承の域を出ず。(4)は獵路の池と称する理由と、五津、篠楽、安田を地勢上より述べているのは賛意を表すが書冊中に記載されている獵路池の略地図の根拠が明瞭にされていない。そこで私は先に発表した「獵路池の歌と風土」の論に更に若干の新知見を加えて、大方の御批正をお受けしたい。

二

(一)「獵路の池」の史的考察

(1)私見の狹路の池の四周には、神武紀の鳥見山、墨坂、忍坂、朝原、伊那佐山、宇賀志、垂仁紀の笹幡がある。即ち古代の祭祀と戦闘歌謡の由緒ある風土の土地柄であると言えること。

鳥見山は古代祭祀の地で、『大和志』に「小野榛原萩原村 神武天皇四年乃立<sub>ニ</sub>靈時於鳥見山中<sub>ニ</sub>号<sub>ニ</sub>其地<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>上小野榛原下小野榛原<sub>ニ</sub>用祭<sub>ニ</sub>皇祖天神<sub>ニ</sub>」とあり、鳥見靈時傳承の榛原説を有力にした。私見の狹路の池の北方三軒、標高七四〇米の山である。

墨坂は『大和志』に「在<sub>ニ</sub>萩原村<sub>ニ</sub>西<sub>ニ</sub>日本紀曰<sub>ニ</sub>天皇陟<sub>ニ</sub>菟田高倉山<sub>ニ</sub>之嶺<sub>ニ</sub>望<sub>ニ</sub>城中<sub>ニ</sub>時国見<sub>ニ</sub>丘上則有<sub>ニ</sub>八十梟<sub>ニ</sub>師<sub>ニ</sub>又於<sub>ニ</sub>女坂<sub>ニ</sub>置<sub>ニ</sub>女軍<sub>ニ</sub>男坂<sub>ニ</sub>置<sub>ニ</sub>男軍<sub>ニ</sub>墨坂置<sub>ニ</sub>煉炭<sub>ニ</sub>其女坂男坂墨坂之号由<sub>レ</sub>此而起也又崇神天皇九年春三月祭<sub>ニ</sub>墨坂神<sub>ニ</sub>未<sub>レ</sub>詳<sub>ニ</sub>其祠所<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>」とある。現行土地台帳にもカリヤデンの北麓につづき墨坂の字名が残っている。

男坂は『大和志』に「在<sub>ニ</sub>半坂村<sub>ニ</sub>西<sub>ニ</sub>界<sub>ニ</sub>城上郡<sub>ニ</sub>」とあり、朝原は同じく「丹生神社、整鞞○在<sub>ニ</sub>雨師村<sub>ニ</sub>神武紀所謂菟田川朝原即此」  
とある。現行土地台帳に朝原の小字名が存し、神武紀に「蔽瓮を造りて丹生の川上に陟りて用て天神地祇を祭り」戦勝を祈願されたと伝える地である。

日本書紀歌謡(7、9、12)など、古代歌謡は宇賀志、忍坂、伊那佐等の風土の中で息づいていると言えるであろう。

(2)推古天皇以来の藁嶺、鷹狩の地であること。

『大和志』には「禁野」の条に「在<sub>ニ</sub>足立村<sub>ニ</sub>推古天皇十九年五月五日藁<sub>ニ</sub>嶺於菟田野<sub>ニ</sub>貞観二年十一月詔<sub>ニ</sub>参議正三位行右衛門督源朝臣融<sub>ニ</sub>賜<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>大和国宇陀野<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>臂<sub>レ</sub>鷹從<sub>レ</sub>禽之地<sub>ニ</sub>」とある。足立村は現在の榛原町大字足立である。

(3)狩嶺地安騎野の隣接地であること。

真草苅る荒野にはあれど黄葉の過ぎにし君が形見とぞ来し

(巻一、四七)

とあるように安騎大野は荒野で、人気遠い野をいい、狹路の小野の「小野」は小なる義でなく、やさしという美称である<sup>④</sup>。狹路の池を隔てた南西が安騎大野で、北東が狹路の小野といたのであろう。そして狹路の小野は神武即位前紀にいう上小野榛原、下小野榛原の小野で、上萩原の小鹿野はその遺称であると思われる。

(二)「狹路の池」の地勢的考察

榛原町(萩原、玉立、小鹿野、)を口宇陀ともいい、萩原、五大字付近は、山嶽丘陵の盆地底の氾濫原で、池を現出し易い地形である。西は、忍坂、女寄峠、西峠(墨坂)、東は、山辺三(笹幡)、檜牧に障壁された山嶽丘陵内の盆地底を形成した扇状地である。この風土を更に具体的に述べると、上古「狹路の池」の北に西峠、小鹿野、玉立があり、鳥見山(七四〇米)、貝が平(八三二米)、香醉山(七九二米)、額井岳(八一六米)、戒場山(七三七米)等、いずれも火山

性特有の山容を表わし、西に雨師、安田の山地、南西には竜門山地の音羽、経が塚連山、南には伊那佐山（六三七米）が丘陵の間に聳え、北の井足岳（五〇二米）、向井山へと連なっている。南東は内牧の山々、東には福地岳（五二二米）の山々がある。

近江伊賀大断層線と西峠（三四七米）、初瀬谷の構造線は西方に通じ、口宇陀（旧榛原）の諸川は四方からこの盆地に集中して沖積地を形成している。即ち北方から市ノ浦川（町並川）、池谷川（水越川）、香醉川（滝堂川）の小支流は、南方からの西川、東川（芳野川）と合して萩原川（宇陀川）になっている。篠楽は上古、篠が繁茂し付近の小山と北方の西峠、小鹿野、玉立の丘陵地帯は鳥獣の好棲息地帯で、宇陀川の氾濫は好適な狩猟場を提供したであろう。「狛路の池」と宇陀川と小野と、山岳丘陵を有するこの地帯こそ狩猟に最適な地勢だった。

日の影のかたぶくまでをかぎりにて鳥立たづぬる宇陀の御狩場  
（草根集）

「鷹狩りの時、鳥類の集まるように草むらや池沢などを設けた所」<sup>⑥</sup>を鳥立というよしであるが、玉立はとうだちおそらく鳥立の借字であろう。狩場であった傍証となる地名である。

③、「或本の反歌」との関連的考察

榛原地方は「荒山中に海をなすかも」の表現にふさわしい地域で

「狛路の池」榛原の説

ある。藤原京を出て、三輪、初瀬、吉隠を経、西峠を越えれば、荒山中であった筈である。忍坂、女寄峠を越えたにしても荒山中の感は深いものがあつたであろう。

④、洪水、浸水の記録からの考察

宇陀川は『大和志』によると、「一名萩原川東西二水会ニ下井足ニ曰ニ宇陀川ニ経ニ萩原福智等ニ入ニ山辺郡」とある。宇陀川の支流である西川（宇陀川）東川（芳野川）については、西川「源自ニ宮奥山中ニ経ニ歴東莊拾生松山下竹平生篠野極楽寺村等ニ至ニ下井足村ニ与ニ東川ニ合」<sup>ス</sup>とあり、東川「源出ニ芳野山中ニ経ニ東郷古市場大沢別所石田等ニ至ニ下井足ニ与ニ西川ニ合」<sup>ス</sup>とある。この宇陀川の上流、西川、東川は共に屈曲が多く古来、洪水が多い。近世の洪水を『榛原町史』で見れば、文化六年より昭和二十八年までの主なものを挙げてても二十五回の多きに達している。

治水工事に特に意を払い、流路変更、河巾増大、屈曲緩和させた昭和二十一年度以降に於てさえ、昭和二十五年九月二十一日、ジェーン台風で床下浸水二十戸、浸水田一町歩を出した。昭和三十七年の伊勢湾台風に於ては、萩原の宮本町、新町、榛原町立病院付近、宇陀川町は浸水した。まさに荒山中に海を成した訳である。治水工事が恐らく全く施されていなかったであろう万葉の頃だから海を成す「狛路の池」の存在は想像に難くない。

(五)、「獵路の池」の存在を推察せしめる小字名

往古の「獵路の池」或いはその名残りの湿地帯の規模を、さながら彷彿せしめる小字名を現行土地台帳によって拾い得たものを挙げると次の通りである。

萩原には、宇土ヶ浦（土ヶ浦、トドカウラ、宇土浦）、上ドブ、市の浦、池ヶ谷、水越、イケジ、ハスイケ、池の流水口を思わせる樋ノ口がある。玉立、小鹿野、西峠には、北浦（キトウラ）、キウブチ（キツブチ）、角ノ浦、渡瀬、がある。福地には、ドブ、ナライデ、イヤノウラ、イケジリ、フケ、がある。長峰には、水越（三ヶ所）がある。下井足には、大浦がある。上井足には、西浦、大ブケ、ヲブケ、北浦、中島の外、堤塘や、池、沼、湿地帯を開拓したと思われるものに、沢田、新田（二ヶ所）、源助新田、孫三新田、北田耕地、堤の根、新田堤の根、堤外新田、新田堤外、堤内、がある。雨師には、入江、東大ブケ、大ブケ、西浦、後浦がある。篠楽には、コブケの上、コブケ、大ブケ、東浦があり、池田姓を称える旧家十四世帯の多きを数えるのも篠野の辺が池であった傍証の一になるであろう。足立には、大ブケ、ヲブケがある。

(六)、狩獵に関連あると思われる小字名（記号A、B、C、D、Eは地図参照）

萩原（C地域）に猪川、イ川があつて、猪の出没を彷彿させるものがある。本義は狩屋殿かと思われる小字名に、カリヤデン<sup>⑦</sup>があり、

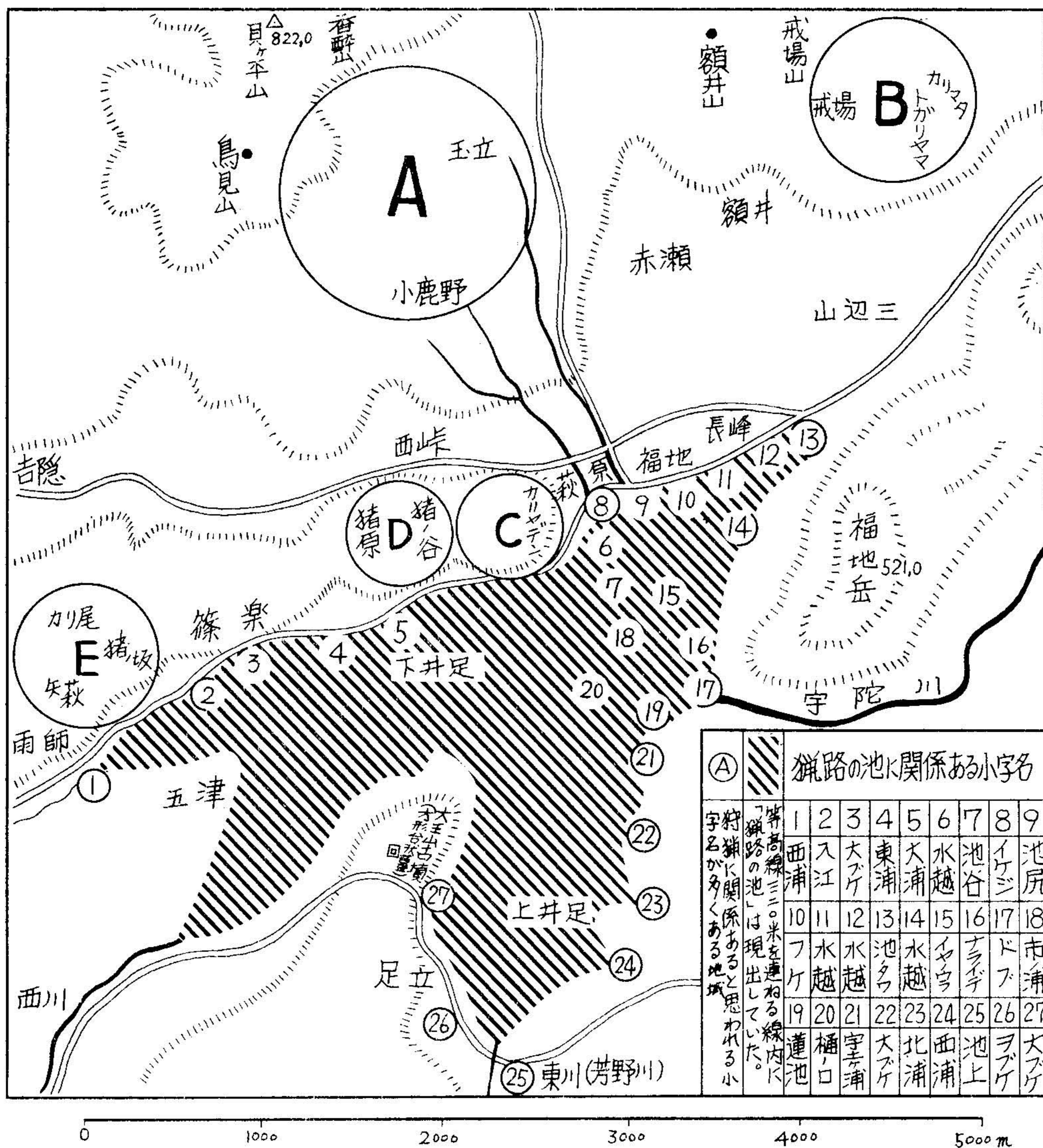
その標高三五〇米の辺りからは、私見「獵路の池」の全貌が見渡せる。玉立、小鹿野、西峠（A地域）の現行土地台帳にあるドカク（地番2064、2074）、トデン（2075、2076）、ドデン（2076、2083）等の小字は恐らくトガリの誤写であろう。（『大和地名大辞典』に「トガリ」あり、現行土地台帳にはなし。亦、現行台帳の「ドカク」「トデン」「ドデン」は大辞典にない。即ち昭和二十七年出版の『大和地名大辞典』は昭和二十五年の登記制になる以前の旧台帳を基に作製されたものであろうから、旧台帳には、「トガリ」となっていたのであろう。）即ち鳥狩り<sup>とが</sup>であろう。その他、猪の出没を思わせるイノ坂、狩獵に使用する弓を思わせる弓山、矢の鏝の名称を思わせるカリマタなどがある。カタガリまた狩獵と関係があるかと思われる。戒場⑧（B地域）には、トカリ山がある。戒場は飼場かという一説もあるが、狩場の傍証になるかと思う。山辺三（B地域）には、小字名「トガリヤマ」があつて、戒場の「トカリ山」の一部である。戒場の「トカリ山」は三宅重胤氏によってその位置を確認した。鏝の名称を思わせるカリマタがある。下井足（D地域）には、小字名猪ノ谷<sup>⑨</sup>、猪原があり、猪原姓を称える旧家四世帯がある。雨師（E地域）には、猪ノ坂、カリ尾、或は矢矧部の存在を思わせる矢萩の小字名がある。

以上、A・B・C・D・E地域は「獵路の池」の北方から北東に



かけて散在している。

結論として、「獵路の池」を思わせる小字名を西より東へ西浦、入江（雨師）、大ブケ、東浦（篠楽）、大浦（下井足）、水越、池谷、イケジ（萩原）、池尻、フケ（福地）、水越（三ヶ所）（長峰）、イヤノウラ、ナライデ、ドブ（福地）、市ノ浦、蓮池、樋ノ口、宇土ヶ浦（萩原）、大ブケ（下井足）、北浦、西浦（上井足）、池上（池上）、ヲブケ、大ブケ（足立）等の小字名と海拔三三〇米を連ねた線上に現出していたと推察される。なお「獵路の小野」は上萩原（玉立、小鹿野、西峠(A域)）を主に長峰、山辺三、戒場(B域)、下萩原(C域)、下井足(D域)、篠楽、雨師(E域)にかけての原野、丘陵であったとみるべきである。



| (A)                    | 獵路の池に関係ある小字名 |     |      |     |    |    |     |     |     |
|------------------------|--------------|-----|------|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 狩獵に関係あると思われる小字名が多くある地域 | 1            | 2   | 3    | 4   | 5  | 6  | 7   | 8   | 9   |
|                        | 西浦           | 入江  | 大ブケ  | 東浦  | 大浦 | 水越 | 池谷  | イケジ | 池尻  |
|                        | 10           | 11  | 12   | 13  | 14 | 15 | 16  | 17  | 18  |
|                        | フケ           | 水越  | 水越   | 池谷  | 水越 | 多字 | オシノ | ドブ  | 市ノ浦 |
|                        | 19           | 20  | 21   | 22  | 23 | 24 | 25  | 26  | 27  |
|                        | 蓮池           | 樋ノ口 | 宇土ヶ浦 | 大ブケ | 北浦 | 西浦 | 池上  | ヲブケ | 大ブケ |

註①奈良県地理学会編『奈良文化論叢』池田末則「古代地名語構成論」―木地屋地名、鹿路―七二五頁、ロクロ、キジャ地名、全国数百をかぞえる。多武峯谷は中世轆轤師たる鼓筒製作の本拠として知られた。

②昭和四十五年度大阪教育委員会『研究論文集』

③現榛原町教育委員、辻村佐平氏の談によると、伊達市太郎、山田梅吉両氏の示唆を「榛原町青年団報」（昭和七）に記し斎藤茂吉に送付した内容である。「五万分の一の地図を海拔三一〇米乃至三二〇米で引いた線は、水越（二ヶ所）で水が越していた。宇陀川は不動堂の石切場の所で堰堤があり滝になって落ちていた。檜牧に入り音無川となっていた。水分山は船形にみえた。地名を結んで狛路池とした。」

④山田孝雄『万葉集講義』巻第三、三八頁。

⑤篠楽は『大和志』極楽寺旧名篠野属邑とある。両大字が明治初年に合併した名称。『榛原町史』四頁、縄文式文化時代人は野山を跋渉して鳥獣を捕獲し、果実、魚貝によって生活していた想像はつくとして、その列挙された地名の中に大字篠楽字篠野があり、石鏃等の石器の採集がされている。

⑥新村出『広辞苑』一六〇六頁。

⑦吉田東伍『大日本地名辞書』三九九頁。「県名勝志」萩原の

西二町許に狩屋殿カヤデンの字あり即此、として宇陀野を挙げている。一説、山田梅吉『日本建国講話』（大阪、教育図書出版社）昭和十一、八、二十九六頁。「仮屋殿カヤデン」に「神武天皇靈時御親祭の時、一時頓宮となった所と云い伝えている」とある。

⑧『榛原町史』五四〇頁。「宇陀旧事記」によると飼場。

⑨現行土地台帳には、猪ノ谷、井ノ谷がある。国土地理院二万五千分の一の地図に猪ノ谷がある。

〔付記〕 本稿は、昭和四十八年度万葉学会（於伊勢）で口頭発表したものを更に新しく展開させたものである。

実地調査に当っては井村哲夫、清原和義両氏の御協力を得た。又、土地台帳、地図、切図等の披見に当り、多大の便宜を与えて下さった榛原町役場の諸氏に末尾ながら深謝いたします。

書評

渡瀬昌忠著『柿本人麻呂研究 歌集篇上』

橋本達雄

渡瀬昌忠氏の鬱然たる人麻呂研究の一角がようやく『柿本人麻呂研究 歌集篇上』に結集されて世に送り出された。待望の書である。本書は「非略体歌論」と副題され、著者が「あとがき」に於て、続篇として『歌集篇下』と『作歌篇』を予定しているといわれるように、人麻呂論三部作の構想のもとに、総合的な人麻呂論の展望をもってまず上梓された部分である。従って本書の評価は三部作完結後に全体との関係の上で下されねばならぬという性格をもつが、本書の範囲内をもってしても、総合的人麻呂論への道程のうかがわれる部分は多く、貴重な業績たることには変りない。

本書が主題としている「非略体歌」とは、その序説に詳しいが、簡単に解説すると、万葉集に散在して集録されている人麻呂歌集の歌は、大別して簡略な書式をとる一群の歌と万葉一般の表記に近い書式をもつ一群の歌とがあつて、単に書式上のみでなく、さまざま

な対立点のあることがこれまでの研究によって明らかにされている。この後者が一応非略体歌と呼ばれているのであつて、歌集歌を書式上二分したその一方の歌群についての考察が本書の中心となっているのである。

はじめにその構成を目次によって示すと左のようである。

序説 非略体歌研究史

第一章 題詞の論

第一節 非略体歌と題詞の有無

第二節 万葉集の巻々と題詞

第三節 非略体歌の題詞の意味するもの

第四節 人麻呂作歌の題詞

第二章 季節分類の論

第一節 非略体歌と季節分類

第二節 原本非略体歌部の季節分類

第三節 万葉集巻八への投影

第四節 季節歌の分類者は誰か

第五節 季節感の成立と持統朝

第六節 人麻呂の季節感

第七節 万葉歌人の季節感

第三章 歌と場の論

第一節 季節歌群と皇子への献歌

第二節 戯笑歌とその場

第三節 皇子追悼挽歌

第四節 島の宮

人麻呂<sup>歌集</sup>  
作歌全集

すなわち、序説として研究史を巻頭に、以下三章の柱のもとに全十五節を立て、周到に非略体歌の世界を描き上げようという意図をもち、巻末に研究者にとって有難い、便利な全句集を配してサービスするという形である。

序説は自己の研究の出発点を明確にするため、氏が人麻呂歌集の研究に踏み出すに至るまでの経過を、研究史上欠くことのできぬ契沖以下六氏の説を軸とし、これとからむ諸学者の説を含みつつ、その功罪を整理している。書式の問題を中心に、説の提起あるいは示唆、その継承・分化・展開の跡が的確・明快に整理されていて、先説をいささかもゆるがせにしない厳正な態度に終始している。この態度は全篇を貫通している。見習うべき姿勢である。この研究史を通して、氏は非略体歌を人麻呂の文学に直接深くかかわるとする視点を据え、非略体歌の厳密な概念規定を下す。それによれば、略体歌・非略体歌とはあくまで人麻呂歌集所出歌内部の問題として限定し、その書式の二種類に名づけられたものであり、「略」「非略」

の意味も相対的・便宜的なものだということである。略体・非略体なる呼称は阿蘇氏以来学界にほぼ定着しているが、その命名の段階では比較的単純な理由に基づくものであったので、以後の研究によってこの呼称は不適當だとする意見も出てきている。しかしここで各自由理由をつけて別々の呼称で呼ぶとすれば、いたずらに混乱を招くことにもなりかねない。その意味でも、また先人の業績を重んずる上からも、渡瀬氏の態度は穩当というべきであろう。要は概念規定の問題だからである。また氏は続く三章において、人麻呂歌集非略体歌部の復元を大きな課題としているのだが、その作業を遂行する上に生ずる混乱を避けるため、書式の上から略体歌と区別される個々の「非略体歌」と、その万葉集内における存在形態の一つを示す「非略体歌群」と、復元されるべき「原本非略体歌部」との三つの段階を明瞭に区別して論ずべきだとしている。初めて接すると少しわずらわしいが、言われてみれば当然なことで、従来ややもすればあいまいに過ぎしがちであったことに対し、氏の立場を明確に示している。さて、以上の出発点の上に本論が展開されるのである。

第一章の中心とするところは、原本非略体歌部にはすべて題詞があったとすることを、あらゆる角度から検証したものである。第一節は巻七・九・十・十一の非略体歌は、収録の巻によって題詞のあ

るなしに分れているが、題詞のない巻十とそれのある巻九の考察から、巻十は類聚のため題詞がふり落され、巻九は原資料のまま保存されたと考証し、原本非略体歌部ではすべて題詞を有していたとする。そしてそれらは季節歌群と季節不明歌群とに分けられ、前者は季節順に配列されていたと考え、更に季節歌群が巻九と十に分けられた理由に及んでいる。考証は更に展開し、季節歌群と不明歌群とは原筆録資料では一体化していたことを説き、以上の結論を他の私家集の題詞の考察などから強固にしている。第二節も同様の結論を観点を変え、左注・地名・題詞の考察を踏まえつつ、巻七・十・十一の非略体歌も、ほとんど例外なく題詞を有していたとし、前節を一層綿密に確実なものにしようとしている。第三節は前二節の自説に対して否定的な吉田義孝・阿蘇瑞枝両氏の説を反論して自説を補強し、進んでその題詞の積極的な文芸意識に言及している。

論述の態度・方法は厳密をきわめ、あくまで自説を徹底させてゆこうとする情熱にあふれた論である。杜撰な評者のごときは、水も洩らさぬ綿密さをもって、執拗に追究する迫力に圧倒され反論の余地を見出しがたい。まことに見上げた考証態度である。かかる点に本章の真価があり、本書全体を支える大きな特長がある。しかも私的な好みをもってしていえば、原本非略体歌部の題詞の有無の考証もさることながら、この飽くなき追究の過程あるいはその結果想到

したと思われる皇子関係歌の題詞の文芸的意義を文選・玉台新詠の世界に共通するものとし、単に備忘などの注記にとどまらぬ文芸意識に基づくとする見方などは(第三節)、復元のための考証の域を越え、広い分野に題詞の論を展開させたものとして、より高く評価できるのではないかと思う。

第四節も同様である。ここでは人麻呂作歌の題詞を二つに分類し、A形式は宮廷的公的の記録を資料とし、B形式は半公半私的な資料に拠ったとし、B形式はA形式と人麻呂歌集題詞との中間的位置を占めるとする考察をする。題詞形式が歌の性格の分類にまで結びつくということは、人麻呂歌集の性格や人麻呂の本質究明にとってきわめて示唆的な重要な指摘とすべきであろう。

第二章の中核をなすのは、原本非略体歌部の季節歌はすでに季節分類されていたとする証明とその分類は人麻呂自身によってなされたところにある。考証の方法・態度は前章と全く同一といってよいが、七節を費して多面的なアプローチが繰り返す試みられる。

人麻呂歌集に季節分類が施されていたらしいという提言は、早く石井庄司・武田祐吉両氏の所説に見えていたのだが、これに疑問を持つ人々もあった。第一節ではこの提言の正当性を新たに検討し証明して見せている。巻十の季節分類と非略体歌のそれとの差異、霞

と霧の季節などをめぐって、原本非略体歌部に季節分類のあったことを手堅く抑えているといつてよい。第二節もその結論を再び仮説の形で提出し、分類の基準を通して多方面から検証してゆく。この辺の筆法は第一章の第一節と第二節にも見られたごとく、一つの結論のために次々と畳みかけるように視角を変え、果敢に肉迫しているのであって、渡瀬氏の徹底ぶりが彷彿としている。

第三節は原本非略体歌部と卷八の分類（家持）との密接な関連を述べる。卷八のもととなった「宿禰家持歌集」と想定される歌集が、非略体歌部季節歌群にならった集であることの詳細な検証を経て、逆に非略体歌部季節歌群の存在を証明するという、本章の一貫した主題に添うものだが、単にその証明にとどまらず、卷八の形成過程にも鋭い洞察が行きわたり、おのずから拡がりをもった、暗示豊かな好論となっている。前章第三節・第四節の場合もそうだが一貫した主題追求の副産物の如き部分に心惹かれる見解の窺われることは、氏の学問の広さと厚さを物語るもので、結論の確かさを一層強める働きを果たしていると言えそうである。

第四節以下は如上の季節分類者が誰であったかをいよいよ明らかにしようとし、人麻呂による可能性を、規模雄大に大きく包みこむように浮き彫りにしてゆこうとしている。すなわち、記紀・万葉・風土記などの国見詞章の素材としての自然現象と人麻呂歌集の素材

とを結びつけ、季節感の成立は皇子を中心とする国見行事などにおいてであろうとしつつ、更に決定的な出来事として持統四年の暦法の正式施行をここに重ね合わせて据えてみようという論である。そして人麻呂作歌と非略体歌の季節感が同一なところから、非略体歌の中心作者人麻呂による分類とする結論を導き出す。第五節はこの結論を側面から支援すべく、季節感の成立と持統朝との深い関係を、国見歌の季節、正月と二月の国ほめ歌の探究を通して述べたものであり、第六節は第四節の強調、まとめのごとく、人麻呂時代、人麻呂における季節感の存在を克明に跡づけ、暦法の施行、漢籍の影響などを考慮におきつつ、非略体歌の分類者と人麻呂とを完全に合致させ得ることを述べている。第七節は総括的なもので、万葉歌人の季節感を、卷八・十の分類者の意識に探り、再び非略体歌と人麻呂との季節感の共通性に及び、進んで万葉諸歌人の季節感をたどるところから、いずれも非略体歌の分類者として該当しないこと、結局分類者は人麻呂に帰着することなど、以前の結論を補強する。而して人麻呂の日本文学史上における創造性を位置づけて終るのである。

このように、本章の探究も精緻・詳細をきわめ、ほとんど間然するところがない。渡瀬氏の論証の卓絶さは、第五節で本人も「トレンチ（試掘溝）を掘る作業をしてみよう」と述べているように、考古学でいうトレンチの掘り方にある。長年の研鑽で得た蓄積と勘を

もって表土上に散在する破片から当りをつけて丹念に掘る幾条かの  
トレンチは、的確に地下の遺物・遺構を探りあて、白日のもとにさ  
らけ出して見せているのである。しかもそれらはあたかもシュリー  
マンのごとく驚くべき執念と情熱をもって達成されているのであ  
る。第一章もまた本章も、そのような、一つの主題に対する多面的  
なトレンチの探りあてた遺構の復元と違ってよかろう。ただしかし、  
これらの論は、「あとがき」で明らかにしているように一時に執筆  
されたものではない。その点で後節の結論が前節において前提とな  
っていたり、前節の結論を再び後節で証明するというような場合、  
あるいは同様の論述が前節と後節で繰返されるといようなことも  
時に見受けられるように思う。結論の説得力が強いものであるだけ  
に、もう一つすっきりした形にまとめられなかったかという望蜀の  
感を抱くのである。また敢て瑕瑾を求めるならば、第四節における  
国見の素材たる自然現象と多くの略体・非略体歌にばらばらに詠み  
こまれている素材とを、共通性があるからといって直ちに歌集のそ  
れぞれの歌も国見行事にかかわるとする結びつけ方、卷十三の藤原  
宮時代の皇子の挽歌に歌われているいくつかの素材が、これまた個  
々の略体非略体歌に断片的に歌われているからといって、それらを  
一括して、人麻呂歌集の歌の場を皇子中心の行事の場へと一直線に  
つなげてゆくような論法には、やや性急・強引なところがあるよう

にも思われる。第七節の諸歌人の季節感を述べるくだりも、金村や  
虫麻呂に春の霞・秋の霧の歌がなく、福麻呂にはそれらや冬の雪す  
らもない。だから彼らには明確な季節感がなかった、従って非略体  
歌の分類者としての資格がない。赤人も春の霞を歌わぬから失格で  
ある。とするような裁断の仕方にも同様な傾向がうかがわれるよう  
に思う。歌がないからといって直ちに季節感もなかったという証明  
にはならぬであろうし、まして赤人の場合に欠落しているのは春の  
霞のみである。もし赤人に春の霞があったとしても、氏ははたして  
非略体歌の分類者として赤人を名指すであろうか。人麻呂を分類者  
とする氏の結論にもとより私も異論はないのであるが、論の運び方  
にやや難点があるろうという意味においてである。私の読み誤りであ  
れば幸いである。

第三章はさきに言及した国文学における考古学的発掘の巧みさ、  
周到なトレンチ作業の成果が遺憾なく発揮された部分で、特に第一  
節と第四節に顕著である。第一節は非略体歌季節歌群は皇子を中心  
とした国見・七夕の文雅・冬の遊獵行事などにおける宴席の歌で、  
皇子の令にに応じて献られたものであろうとし、夏歌のないのは皇子  
中心の歌の場の欠如に起因するものであろうこと、それらの制作年  
代は文武四年以前と推定されることを明らかにしている。中でも季

節分類上疑点のあった「植ゑし木の実に成る時」(9—1705)の歌の木を梅とする推定、この歌が七夕の宴におけるものだろうとする考証、非略体歌の制作時を文武四年以前とする説明などは目を見張るものがある。梅は奈良時代以降のものとするのが通説だが、人麻呂にまでさかのぼるとすれば、実に画期的発見ということになる。それにしても人麻呂作歌や歌集に梅花そのものの歌われていないことをどう理解したらよいか、新たな御教示を仰ぎたい思いに駆られる。非略体歌の制作年代を文武四年以前とする推定は当然、持統三年以前とする稲岡耕二氏の所説とかかわりを持つだろう。氏はそれに触れておられないが、本節の考察がそのまま稲岡氏への回答となっているとしてよい。ついでながら私もこの点については渡瀬氏とほぼ同様に考えていることを付記しておきたい。

第二節・第三節は徹底した訓詁を表に立てて、いずれも皇子を中心とする歌の場の意味を明らかにしたもので、人麻呂の把握にとつて従来の領域を拡大して見せたものである。第二節の「松反 四臂 而有八羽」(9—1783)を「松柏し 癡ひてあれやは」と訓むことはもちろん新説で、その蓋然性は高いが、これを梔子として人麻呂における戯笑的役割を皇子との関連で抑えている。第三節は従来非略体歌として疑義のあった大宝元年の結び松の歌(2—146)に対し、用語・表記・表現・内容の吟味を通して、いかに非略体歌

としてふさわしいかを述べたもので、結句の「又將見香聞」をマタモミムカモと訓む古写本の訓の妥当性を詳細に説きつつ、人麻呂の皇子追悼挽歌として位置づけている。通説マタミケムカモに対する改訓の問題は、同一主題の意吉麻呂の歌が少し前にあって、そこに「復將見鴨」(マタミケムカモ)とあることなどから賛否の結論は保留したいが、魅力的な改訓であるとはいえるだろう。

第四節は本章の結びともいえるべく、前三節を通して、早くから人麻呂のかかわった文学創造の場として皇子中心の場ということを中心張し続けてきた氏が、そのもつとも要となったのは草壁皇子であるとし、その宮殿島の宮の歴史的意義・来歴・位置・文学の場としての意義などを説いている。島の宮の位置は未だ明確ではないが、石舞台古墳西北方とする通説に対し、渡瀬氏は文学的発掘ともいえるべき手法をもって、草壁皇子の宮の舎人たちの挽歌に照明をあて、その味読を通して、橘寺に隣接する飛鳥川西岸の地を比定している。説得力の強いもので、私はこの地が発掘されて渡瀬氏の説の証明される日を待ち望んでいるものである。また島の宮を伊勢大神を斎く皇祖母の園として、推古朝以来五十年の伊勢斎宮派遣の欠史時代に照明をあてるなど、宗教的発掘の意義もまた大きい。天武朝の原点、皇極女帝が夫舒明を偲ぶ万葉抒情文学の母胎、草壁皇子の宮殿の活況とともに人麻呂文学の出発を捉えるなど、島の宮の意義をこれほ



ど詳細に活写した論はかつて見ない。本書の抑えとして末尾に配するにふさわしい、著者の面目の集約された好論である。

飛鳥はまだ静かに眠っていた。早春の未明、雨のしき降る薄明りの中を石舞台を訪れた時のことである。黒々と濡れて光るあの怪物めいた巨大な古墳、誰もいる筈のないその羨道の陰からふいと躍り出た顔があった。渡瀬氏である。二人は思わず「おう！」と意味のわからぬ驚きの声をあげ合った。それから田の畦に添って流れるにも足りぬ溝の源流をたどって、私はしばらく氏のうしろについて歩いた。島の宮の位置、池水の取り込み口を求めて、びしょぬれになりながら黙々と探索する真摯な姿はいたく感動的であった。私はこのようなところに渡瀬氏の論の原点があるように思われてならない。「島の宮」が書かれたのはその年の秋であった。

筆者の不明から書評にもならぬ駄文を綴ってきたが、舌足らずな紹介は本書の真価を誤り伝えることになる恐れもある。そろそろ筆を擱かねばなるまい。しかし、実をいうとこの書評をお受けした時から思っていたことは、到底私の任ではないということであった。本書には教えられることばかりで、特に対立的な意見を私は述べたことがない。いわば一方的で相撲にならぬのである。それにもかか

わらず執筆したのは、日頃尊敬している斯道の先輩の努力の結晶を評するという光栄を思うとともに、手堅さの上に手堅さをもって対象をがっちり抑え込むひたむきな論に挑むことはできないかというひそかな望みもあった。しかし、その結果は以上のごとき始末であった。著者ならびに読者に対し深くお詫びを申述べておきたい。

だが、渡瀬氏の人麻呂論はこれで終わったわけではない。問題はただこの先に山積しているだろう。続く二篇に展開されるであろう略体歌論、作歌論を私なりに思い描いてみる時、たとえば略体歌と非略体歌とは書式上も内容上も截然と分離できるのか、氏は恐らくその如く原本の復元を目指すであろうし、それが学界の大勢でもあるようだが、私は大方の分離を認めつつも、両者には重なり合う部分の少ないことを考えているものであり、完全な分離を不可能とする見解に立つ。この辺をいかにさばいて下さるか。あるいは人麻呂の出発を島の宮、草壁皇子の許に求めた場合、他の諸皇子と草壁との関係はいかにあったのか、天武系の諸皇子のほとんどつながりをもつ人麻呂の立場は、具体的にどのようなものであったのか、その中心に持続後宮を設定したかつての私見といかにかかわり合うか、これらの御意見を聞いた上で、今度は同じ土俵の上で論じ合っていると思う。私は多大な興味と関心をもって続篇を期待しているのである。

(昭和四十八年十一月 桜楓社刊 四三〇頁 八〇〇〇円)

彙報

○報告とお願い

会費納入先について

従来、学会本部で行なってきた「萬葉」の刊行・発送・会計

事務は八十五号より

京都市北区小山堀池町二九

大地 (郵便番号六〇三)

に変更しました。ただし、振替による萬葉学会費の御納入は、

振替大阪二九一四七番、萬葉学会宛てに願います。

なお、「萬葉」の編輯事務は、従来通り変わりありません。御

投稿は

大阪府吹田市千里山東三丁目

関西大学文学部国文学研究室内 萬葉学会

(郵便番号五六四)

宛てに願います。

○豫告

第二十六回(昭和四十九年度)萬葉学会全国大会について

萬葉学会全国大会は、八十四号に豫告した通り、十月五日

(土)より九日(水)まで、大阪成蹊女子短期大学(前号に「大阪」が落ちているのは誤りにつき訂正します)にて開かれます(ただし、七日―九日は紀州路萬葉旅行)。十月五日、六日の公開講演会、研究発表会の内容は次の通り。

十月五日(土)於大阪成蹊女子短期大学(阪急相川駅下車)

公開講演会(午後一時半より)

あいさつ

大阪成蹊女子短期大学学長

田淵 諦純氏

あいさつ

大阪市立大学教授

小島 憲之氏

―二人の外国人の萬葉研究―

古事記から見た萬葉集

奈良女子大学教授

森 重 敏氏

阿騎野の月

関西大学教授

吉 永 登氏

懇親会(講演会終了後、会費二千五百圓)

十月六日(日)於大阪成蹊女子短期大学 研究発表会

午前十時より

萬葉集卷十六について

大阪女子学園

兼平雄二郎

枕詞「玉垂れの」について

神戸大学大学院

米 田 進

家持にとって卷十とは何か

日本大学

中川 幸広

筑紫の歌の場

大東文化大学

渡瀬 昌忠

午後一時半より

戸―古代演劇の一考察―

専修大学大学院

嘉手刈千鶴子

萬葉地名「辟田河」をめぐる 氷見高校 武部弥十武

「練りのむらと」 大阪女子大学 橋本 四郎

「色に出づ」 聖徳学園岐阜教育大学 駒木 敏

憶良と鳥―「鳥翔成」の背景―名古屋大学 村瀬 紀男

「何所不飽矣」 関西大学 木下 正俊

### ○「萬葉」のバックナンバー

従来、臨川書店で取扱っていた八十四号までの「万葉」のバックナンバー頒売は、今後は、上記の「大地」にて行ないます。在庫するバックナンバーは下記の通り（※印は残部僅少）。バックナンバー御希望の方は御希望の号数および冊数を明記の上、頒価に送料（一冊十五円）を添えてお申込み下さい。

（在庫号）

頒価 各四百円

十七号・※十八号・二十一号・※二十二号・※二十三号・  
※二十四号・※二十五号・二十六号・※二十八号・二十九  
号・三十号・※三十三号・四十二号・五十四号・※五十五  
号・※五十六号・五十七号・五十八号・六十二号・六十三  
号・六十五号・※六十八号・六十九号・七十号・七十一号・  
七十二号・七十三号・※七十四号・※七十五号・※七十六  
号・七十七号・※七十八号・七十九号、八十四号  
ほかに、特殊仮名遣表 一部三十五円。

## 編輯後記

○彙報欄にも記されているように、「萬葉」の発行に関する事務の一部を、この八十五号から、書肆「大地」の廣部重汪氏が引受けてくれることになった。今後は、現金書留等による会費の納入先は「大地」へと変更になる（但し振替の送先・番号は従来通り）ので、よろしく願います。

○日頃の御精進の成果をどしどしお寄せ下さるよう前号でお願いしたところ、斯学の大家中堅の方々から早速原稿をお届けいただいたり、投稿のお約束を頂戴したり、大変心強く感じた次第であるが、さらに、編輯子としては、今後の斯学の一層の発展を志すべく、若い方々の投稿を歓迎したい。

○今号は学会に間に合わせるべく取り急ぎ編輯したため、執筆者の方々に、種々御迷惑をおかけする始末となったことを深くお詫びする。

○秋の学会も目前に迫った。研究発表も、別掲のように各方面に亘ってバラエティーに富む。初秋の一日を共に考え、共に語る場としたいと思う。

(井手 至)

## 投稿規定

- 一、投稿資格は会員に限る。
- 一、内容は萬葉に関連する各分野の研究論文。
- 一、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）。
- 一、原稿は一切返却しない。採否決定は編集部に一任のこと。
- 一、論文掲載の際には本誌三部を贈呈する。抜刷の作製（実費執筆者負担）は、あらかじめ希望のある場合に限る。

## 萬葉学会会則

- 一、本会は萬葉学会と称する。
- 一、萬葉研究者、愛好者は誰でも申込みによって会員となることができる。
- 一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を発行する。
- 一、本会は随時、萬葉に関する見学旅行、文献の展観、研究発表会、講習会、講演

会、図書出版、その他を行なふ。

- 一、会員は、年額千六百圓の会費（誌代を含む）を年度初に納入する。
- 一、本会の事務は

大阪府吹田市千里山東三丁目

関西大学文学部国文学研究室内（郵便番号五六四）

において行なふ。

昭和四十九年九月二十日印刷  
昭和四十九年九月二十五日発行

頒価 四百圓

送料 十五圓

大阪府吹田市千里山東三丁目

関西大学文学部国文学研究室内

（郵便番号五六四）

編輯者 萬葉學會

振替大阪二九一四七

京都市北区小山堀池町二九

発行者 大地

電話(077)211-1361



昭和四十九年九月二十五日發行

萬葉

頒價 四百圓  
送料 十五圓